

令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

**災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析
及び運営の標準化に関する調査研究事業
報告書**

令和5（2023）年3月

株式会社 富士通総研

災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析
及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書

目次

はじめに	1
第1章 調査研究の経緯	2
1. 災害時の福祉支援体制構築に向けた取組状況と課題	2
2. 本調査研究の目的	4
3. 調査研究の構成	5
(1) 全国調査の実施	5
(2) 取組についての詳細調査	7
第2章 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況	8
1. 調査結果の概要	8
(1) 全国の災害時の福祉支援体制の構築状況	8
(2) 広域間の支援体制	14
(3) 災害派遣福祉チームの派遣先	16
(4) チーム員の確保・育成	19
(5) 災害派遣福祉チームの平時の活動	22
2. 調査結果：災害福祉支援ネットワーク・災害派遣福祉チームの現状	23
(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況(問1)	23
(2) 都道府県の災害時の福祉支援体制の内容(問2)	23
(3) 他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況	63
(4) 平時との活動との連動等	70
第3章 考察	73
1. 災害福祉支援ネットワーク事務局/本部	73
(1) ネットワーク事務局/ネットワーク本部の体制強化	73
(2) 災害派遣福祉チームの派遣 ～福祉的な観点からの派遣基準	73
(3) 広域間による受援・応援の検討	74
2. 保健福祉調整本部	75
3. 災害福祉コーディネーター	78
資料	85
災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い(依頼状)	86
災害時の福祉支援体制の構築についての調査(調査票)	89

令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

災害福祉支援ネットワーク、DWA Tの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2022saigaifukushi.html>

はじめに

災害時に、避難所での災害時要配慮者に対する福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム」、災害派遣福祉チームの派遣元である「災害福祉支援ネットワーク」については、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月30日 厚生労働省社会・援護局長通知、以下「ガイドライン」という。）及び「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（平成24年度創設）に基づき、各都道府県で整備が進んできている。全国的に災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームが整備されてきた状況から、厚生労働省は令和4年度より「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」（以下「中央センター」という。）を社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託し、各都道府県の災害福祉支援体制の強化や都道府県間の連携体制の構築を図っている。また、全国で災害時の福祉支援体制の構築が進んでいる状況も踏まえ、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日社援発0722第1号厚生労働省社会・援護局長通知）が発出され、各都道府県において保健医療福祉調整本部の設置と大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備が進んでいる。

災害派遣福祉チームの活動については、平成30年度のガイドライン、「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」（榎富士通総研 令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業）による調査研究及び災害派遣福祉チーム員養成研修の開発、その研修を用いた「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（全国社会福祉協議会 令和元年度厚生労働省保健福祉調査受託事業）を通じて、災害福祉支援ネットワークの体制や実施事項、災害派遣福祉チームが取り組むべき活動、育成すべき人材像の検討や育成が進み、災害派遣福祉チームの活動は一定程度標準化されてきた。

既に都道府県の災害時の福祉支援体制として、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの整備は全国で進んできており、災害時の保健・医療のチームとの連携した活動が求められている。その実現のため、都道府県には保健医療福祉調整本部の設置が求められているが、そこに既に構築されてきている災害福祉支援ネットワークをどのように結びつけるかは都道府県それぞれの実情によって異なる状況が生じている。また、災害福祉支援ネットワークの運営を支える事務局の動きも整理しておく必要がある。本調査研究では、現在の都道府県の災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの状況を把握したうえで、都道府県における保健・医療との連携を可能とするための体制・環境について検討を行うことで、都道府県における災害時の福祉支援体制である災害福祉支援ネットワークの強化、保健医療福祉による活動体制の構築の推進、大規模災害に備えた広域間の災害福祉広域支援ネットワークの強化に寄与することを目指す。

第1章 調査研究の経緯

1. 災害時の福祉支援体制構築に向けた取組状況と課題

●被災地域の多様性・複雑化した課題の対応に向けた福祉専門職の連携

東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉について、令和2年度実施の実態調査¹（以下、「令和2年度実態調査」という。）では、災害時の福祉支援体制の構築に取り組む団体は47団体（構築中の2団体含む）であり、災害派遣福祉チームの育成を開始している団体は40団体となった。

地域には、年齢・性別等、さまざまな人々が生活しており、災害時に被災地での支援を行う災害派遣福祉チームもその多様性に対応する必要がある。平時において多くの場合、福祉専門職は高齢者・障害・子ども等と対象を定めて支援を行っていることが多い。しかし、災害時に被災地すなわち地域への支援に向けては、平時の業務の中で接している支援の対象だけではなく、その家族も含む支援、異なる対象への対応の必要が生じる。また、被災によって環境が激変することにより、潜在していた課題が顕在化する、課題が複雑化することがある。そのため、災害派遣福祉チームには、対象とする世代・分野を横断した活動が求められる。災害派遣福祉チームは、災害時という非日常の中で地域の多様性や課題の複雑さに短期間の間に向き合い、被害を最小限に留めるため迅速に対応する必要があるのである。しかし、平時の業務において、異なる世代・分野を対象とする福祉専門職同士が連携して活動する経験は少ない。そのため、どの都道府県の災害派遣福祉チーム組成においても、活動に向けた不安やとまどいが少なからず見られた。

だが、地域共生社会の実現に向けた取組が進む中で、世代や分野を横断した検討は各所で行われてきている。そして、地域の多様性や複雑な課題への対応、人を中心においた支援体制をつくるための専門職連携の必要性の理解は深まっており、災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームにおける分野横断、福祉専門職間の連携は必然として受け止められてきている。

●大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備

災害時における福祉専門職間の連携は進んだが、福祉と保健・医療との連携については未だ課題が残る。人には福祉のみならず保健・医療も同じく必要であり、被害の拡大や重度化を防ぐには発災後速やかに保健・医療・福祉による支援が開始されなければならない。効果的な支援のためには派遣調整、情報連携、それぞれの活動の総合調整を行う体制の整備が求められる。

平成29年7月の「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日医政発0705第4号厚生労働省医政局長通知）では、医療チームと保健師チーム等間の情報共有の課題解決に向け、被災地に派遣される医療チームや保健師チームを全体としてマネジメントする機能を構築するため、各都道府県に対し、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保

¹ 「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」(株式会社富士通総研 令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)

健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」の設置が示され、保健医療体制の整備は進むこととなった。しかし、同通知に福祉は記載されていなかったことから、一部先行して取り組んでいる都道府県を除いて検討は進まず、令和2年度実態調査において災害時の福祉支援体制が大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置付けられていると回答したところは9団体に留まった。

災害時には、保健・医療・福祉のチームが被災地に赴くが、支援は被災地・被災者を中心において的確かつ適切に行われなければならない。そのためには、一元化された情報のもと、保健・医療・福祉のそれぞれが有する機能を発揮して連携し、活動することが求められる。以上の認識が深まり、都道府県には災害時の福祉支援体制である災害福祉支援ネットワークの構築、保健・医療の連携対象となる災害派遣福祉チームの組成も進んだことから、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム等の整備が追加され、災害時にも保健・医療・福祉の連携が重要であるとされた。そして、令和4年7月には「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」

(令和4年7月22日社援発0722第1号厚生労働省社会・援護局長通知)が発出され、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」とすると共に大規模災害時の保健医療福祉に係る体制整備の必要が示され、都道府県では取り組みが進むこととなった。

●都道府県の実情を踏まえた「保健医療福祉調整本部」

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」では、保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に変えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないとされている。これは都道府県の実情を踏まえて必要な機能を確保するためのものであるが、既に各都道府県に災害福祉支援ネットワークが構築され、災害派遣福祉チームの組成が進んでいる状況を見ると、保健医療福祉調整本部の体制整備に向けて災害福祉支援ネットワークとの関係を整理しておく必要がある。

災害福祉支援ネットワークでは、ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、災害福祉支援ネットワーク部局（以下、「主管部局」という。）を定めることになっている。そして、主管部局自ら又は都道府県社会福祉協議会等の関係団体への委託、主管部局と委託先の都道府県社会福祉協議会との共同等、都道府県それぞれの実情に合わせた方法でネットワークの運営に係る事務処理を行う災害福祉支援ネットワークの事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）を設置する。災害が発生した場合、ネットワーク事務局は情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行うネットワーク本部へと移行する。よって、保健医療福祉調整本部の体制整備に向けては、ネットワーク本部すなわちネットワーク事務局を担う者がどこであれ、その共通する機能を明確にしておく必要がある。

ネットワーク事務局の体制整備・強化は、かねてより災害派遣福祉チームの確実な稼働という観点から課題であったが、今回、保健医療福祉調整本部の設置が示されたことで、その必要性は喫緊である。保健医療福祉調整本部の設置方法が都道府県によって異なることが可能であるのは、必要とする機能が全国で統一されていることが前提にあるからであり、それはネットワーク事務局然りである。当然ながら機能が統一されていないと、広域災害時の応援・受援も困難になる。

2. 本調査研究の目的

平成 28 年の熊本地震以降、被災地の現場では保健・医療のチームと災害派遣福祉チームが情報共有し、連携して活動する状況がみられた。しかし、それらは必ずしも当初からの仕組みとしてあったわけではなく、被災地の活動の中での働きかけや、各専門職らが一緒に動く必要性を感じたことで進んできている。大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制整備や保健医療福祉調整本部の設置はそれらを踏まえたものであり、今後の災害においては保健・医療・福祉のチームの活動が行われることを前提に動くことになる。

本調査研究では、今後の災害時支援のスタンダードとなる保健・医療・福祉が連携した活動の実施に向け、活動のおおもととなるネットワーク事務局/ネットワーク本部に着目し、その具体的な実施内容や動きについて検討を行う。検討に際しては、災害時及び平時における都道府県・ネットワーク事務局/ネットワーク本部、災害派遣福祉チームの現状を調査し、現状分析を行う。その上で、課題把握を行い、その改善のヒントと考えられる取組について詳細を調査し、ネットワーク事務局/ネットワーク本部の内容等を整理する。

なお、本報告書の題は「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究」であるが、災害派遣福祉チームの名称については都道府県によってDWATのほかDCATが使われている状況もあることを鑑み、本文中で一般的に災害派遣福祉チームを指す場合には「災害派遣福祉チーム」として記載した。

DWAT : Disaster Welfare Assistance Team

DCAT : Disaster Care Assistance Team

3. 調査研究の構成

(1) 全国調査の実施

都道府県における災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成の状況等の把握を目的に、災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チームの担当課に対し、「災害時の福祉支援体制の構築についての調査」として調査を行った。設問は、Ⅰ. 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況（問1～問2-3）、Ⅱ. 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況（問3～問5）、Ⅲ. 災害時の福祉支援体制全般（問6～問7）について、の4つの大項目から成る。

なお、問2は都道府県の災害福祉支援ネットワークの基本情報であることから、今後の広域派遣に向けた圏域間での検討にも活用できるよう、別冊のデータブック「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」（データ版）に取りまとめた。

① 調査方法及び調査期間

調査方法	都道府県の災害福祉支援ネットワークの担当課に対し、調査票を配布し回答を依頼した。
調査対象	47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	2023（令和3）年2月13日～3月7日

② 回収結果

回収数	47 団体
回収率	100.0%

③ アンケート調査を見る際の注意事項

- 単一回答（問1、問3、問4）の設問は、47 都道府県に対する割合を算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

④ 設問構成

問		設 問 内 容	備 考
I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況			
問 1		都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況	
⑬	問 2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答	
	①	自都道府県内で活動する名称・内容	
	②	体制の稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期	
	③	体制構築に関わっている団体	
	④	現在の協議会、協定等への参加団体以外で連携を想定している団体	
	⑤	支援の対象	
	⑤-1	支援の主な対象先	

設問		備考
問	内容	
	⑤-2 支援の主な対象者	
	⑥ 対応を想定している「災害」	
	⑦ 体制の担当部署	
	⑧ 体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況	
	⑨ 体制の事務局	
	⑩ 事務局の担当者数	
	⑪ 事務局の運営費用	
	⑫ 災害時の事務局のバックアップ機能	
	⑬ 派遣人員の確保や育成状況	
	⑬-1 人員確保の方法	
	⑬-2 人材層、人材像の育成策	
	⑬-3 災害福祉コーディネーターの配置状況	
	⑬-4 研修や訓練の実施状況	
	⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	
	⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	
	⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	
	⑭ 活動に際しての資機材等の確保状況	
	⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
	⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	
	⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	
	⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	
	⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	
	⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	
	⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
	⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
	⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	⑱ 体制に関する各市区町村への働きかけ状況	
	⑲ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況	
問2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答	
	① 自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期	
	② その時期とした理由	
	③ 体制の事務局に想定する者	
	④ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
	④-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	
	④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	
	⑤ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	
	⑥ 現時点で大規模災害が発生した場合に他都道府県災害派遣福祉チームが派遣された場合の接続先	
問2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし	
	① 自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由	
	② 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制の有無、名称、担当部門	

設 問		備考
問	内 容	
Ⅱ 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)		
問 3	自都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性(受援)を想定しているか	
①	「1.想定している」のみ回答 連携方法、活動時の情報共有策の検討状況	
②	「1.想定している」のみ回答 受け入れる際の課題	
③	「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問 4	他県で災害が発生した場合、自都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性(応援)を想定しているか	
①	「1.想定している」のみ回答 他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等の検討状況	
②	「1.想定している」のみ回答 派遣する際の課題	
③	「2.想定していない」のみ回答 その理由	
問 5	広域派遣の可能性を想定し、実施したこと	
Ⅲ 災害時の福祉支援体制全般について		
問 6	災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでいること	
問 7	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等	

(2) 取組についての詳細調査

取組についての詳細調査は、次のテーマに沿って複数団体からの資料や情報提供、聞き取り等によって実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ● 災害福祉支援ネットワーク事務局/本部 ● 保健医療福祉調整本部 ● 災害福祉コーディネーター及びチーム員(初動チーム) ● 圏域連携(研修ありかた・事務局員)
--

実施にあたっては、先駆けて災害福祉支援ネットワークの構築と推進が進む岩手県、京都府、熊本県と「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」で中央センター設置を受託している全国社会福祉協議会等が参加した意見交換会を実施し、検討を行った。また、国が進める「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」(受託：社会福祉法人全国社会福祉協議会)の事務局との連携、検討会の内容とも整合を図り、全都道府県の担当者及び事務局が出席したブロック(圏域)会議、災害派遣福祉チームリーダー養成研修への協力も行った。

第2章 都道府県における災害時の福祉支援体制の構築状況

1. 調査結果の概要

(1) 全国の災害時の福祉支援体制の構築状況

① 都道府県の構築状況

- 東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制※は、令和4年度末でほぼ全ての都道府県で構築されている。

※調査票文中では「要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確認するために人員派遣を行う体制」として整理。

都道府県内で災害が発生した場合、被災地での福祉支援の機能を確認するため、当該都道府県内の被災市町村に要配慮者支援を実施する人員派遣等を行う、災害時の福祉支援体制を構築している都道府県は、全47団体中「既に構築している」(46団体・97.8%)、「現在構築中である」(1団体・2.1%)であり、既に構築・もしくは構築中の都道府県の計は47団体・100.0%となった。(問1)

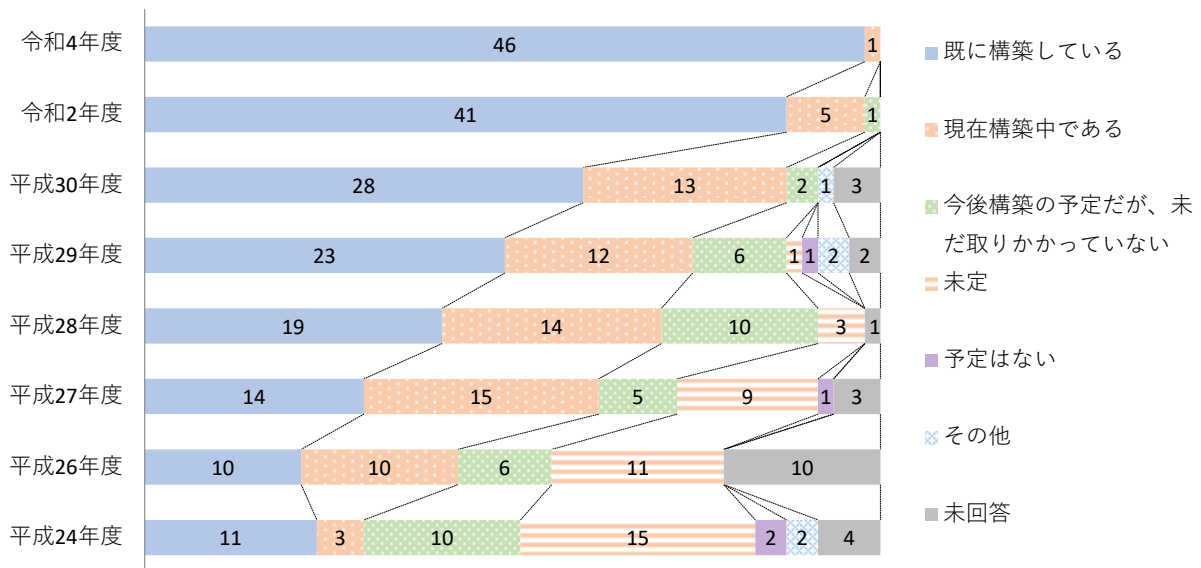
災害時の福祉支援体制の構築状況(令和4年度 参考:令和2年度)(問1)

令和4年度調査結果		令和2年度調査結果
既に構築している (46団体・97.8%)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	45団体・95.7%
現在構築中である (1団体・2.1%)	和歌山県	2団体・4.3%
今後構築の予定だが、 未だ取りかかっていない (0団体・0.0%)		0団体・0.0%

災害時の福祉支援体制の構築状況(平成24年度～令和4年度)(問1)

	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度
1 既に構築している	11	10	14	19	23	28	41	46
2 現在構築中である	3	10	15	14	12	13	5	1
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない	10	6	5	10	6	2	1	0
4 未定	15	11	9	3	1	0	0	0
5 予定はない	2	0	1	0	1	0	0	0
6 その他	2	0	0	0	2	1	0	0
7 未回答	4	10	3	1	2	3	0	0
計	47	47	47	47	47	47	47	47

災害時の福祉支援体制の構築状況(平成24年度～令和4年度)(問1)



※令和元年度については、担当課は新型コロナウイルス感染症予防対応のため調査実施せず

② ネットワーク事務局とネットワーク本部

- 災害発生時、ネットワーク事務局はネットワーク本部を速やかに立ち上げ、災害派遣福祉チームの派遣等に係る活動を行う。以上を災害時に確実に実行には、立ち上げ手順の明確化とバックアップ体制の確保が重要である。
- ネットワーク事務局を、都道府県のみで設置しているところは 10 団体である。都道府県以外の団体関わっているところ（都道府県と団体が共に設置もしくは団体が設置しているところ）は計 36 団体である。
- 災害時にはネットワーク事務局がネットワーク本部を立ち上げるが、その体制や立ち上げ基準等を具体的に定めているのは 20 団体に留まる。また、ネットワーク本部にも災害の影響による人員不足や本部設置場所の被災等が考えられるが、バックアップ機能を確保していると回答したのは 10 団体に留まる。
- ネットワーク事務局に専任の担当者を置いているところは 7 団体のみである。
- ネットワーク事務局の運営費は 46 団体が災害福祉支援ネットワーク構築推進事業を利用し、加えて都道府県独自予算を加えているところも 9 団体ある。

既に構築している・現在構築中と回答した 47 団体のうち、都道府県と団体が共に担うところは 22 団体・46.8%で最も多く、次いで団体への委託等の 14 団体・29.8%、都道府県が自ら行うとした 10 団体・21.3%である。（問 2-1. ⑨）

なお、団体が共に担う・団体に委託する計 36 団体の委託先は、宮崎県の一般社団法人宮崎県社会福祉士会を除き社会福祉協議会である。（問 2-1. ⑨(1)）

発災した際に、ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順を具体的に整理して決めているのは 20 団体・42.6%（問 2-1. ⑮-1）と半数以下、災害が発生した際にネットワーク事務局がネットワーク本部を立ち上げた場合のバックアップ機能を確保しているのは 10 団体・21.3%に留まる。（問 2-1. ⑫）

ネットワーク事務局の担当者について 7 団体は専任の担当者を置いているが、40 団体は兼務である。

ネットワーク事務局を担う団体(問 2-1.⑨)

	(n=47)		(n=46)
	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 都道府県が担う	10	21.3%	12
2. 都道府県と団体が共に担う	22	46.8%	17
3. 団体が担う	14	29.8%	13
4. その他	1	2.1%	1
5. 未定	0	0.0%	3

ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順(問 2-1.⑮-1)

	(n=47)		(n=46)
	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	20	42.6%	9
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決ま っていない	21	44.7%	28
3. 検討中である	6	12.8%	9

ネットワーク本部のバックアップ機能(問 2-1.⑫)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 確保している	10	21.3%	7
2. 確保していない	37	78.7%	39

ネットワーク事務局の担当者数(問 2-1.⑩)

(n=47)

専任(人)	兼務(人)		回答
1	0	三重県	1
1	1	島根県	1
1	2	神奈川県、福井県	2
1	3	佐賀県	1
1	4	群馬県	1
2	2	鳥取県	1
—	1	岩手県、福島県、茨城県、東京都、長野県、徳島県、熊本県、沖縄県	8
—	2	宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、香川県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県	17
—	3	秋田県、静岡県、兵庫県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、宮崎県	8
—	4	北海道、青森県、千葉県、奈良県	4
—	5	山梨県	1
—	25	大阪府	1
—	不明	愛知県	1

ネットワーク事務局の運営費(問 2-1.⑪)

(n=47)

1. 災害福祉 支援ネットワ ーク構築推 進事業	2. 都道府県 による独自 予算	3. 民間団 体による助 成等	4. その他	4. その他(記述)	回答 数
●	●		●	県社会福祉協 議会 による独自予算	岐阜県 1
●			●	一部費用を事 務局が負担	千葉県、兵庫県、岡山県 3
●	●				青森県、福島県、群馬県、愛知県、鳥取県、 高知県、宮崎県、沖縄県 8
●					岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、 栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟 県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野 県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪 府、奈良県、島根県、広島県、山口県、徳島 県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎 県、熊本県、大分県、鹿児島県 34
	●				和歌山県 1

③ 災害派遣福祉チームの派遣手順等

- 災害派遣福祉チームの派遣に向けては、被災地における福祉ニーズ等の把握を行い、派遣の要否について検討を行うことになるが、情報収集の方法を具体的に決めているのは 12 団体に留まる。
- 被災地の情報をもとに都道府県は災害派遣福祉チームの派遣に向けた検討と意思決定を行い、災害派遣福祉チームの派遣は正式に決定するが、その方法を具体的に決めているのは 15 団体に留まる。

既に構築している・現在構築中と回答した 47 団体のうち、災害派遣福祉チームの派遣要否を検討するための情報収集方法について、実施者、実施手順、収集内容等を具体的に決めているのは 12 団体・25.5%である。概要は定めているが具体的な内容が決まっていないのは 24 団体・51.1%、検討中は 11 団体・23.4%である。(問 2-1. ⑮-3)

また、災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について具体的に決めているのは 15 団体・31.9%である。概要は定めているが具体的な内容が決まっていないのは 26 団体・55.3%、検討中は 6 団体・12.8%である。(問 2-1. ⑮-4)

災害派遣福祉チームを派遣する際の情報収集の方法(問 2-1.⑮-3)

	(n=47)		(n=46)
	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	12	25.5%	9
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	24	51.1%	21
3. 検討中である	11	23.4%	15
未回答	-	-	1

災害派遣福祉チームを派遣する際の判断や意思決定の方法(問 2-1.⑮-4)

	(n=47)		(n=46)
	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	15	31.9%	10
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	26	55.3%	25
3. 検討中である	6	12.8%	11

④ 保健・医療との連携体制

- 被災地において、災害派遣福祉チームは医療チーム、保健師チーム等の他職種と連携して活動することになる。そのため、平時において災害時の支援活動に向けた保健・医療との連携体制を検討しておくことが重要である。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制は、半数以上の団体において一体の体制ないしは連携した体制として検討がなされている。
- 大規模災害時の保健医療活動に係る体制との関係が整理され、災害時に連携した活動を行うことを担当部署とも共有しているところ、すなわち現時点で災害時に連携して活動可能と考えられるのは9団体に留まる。
- しかし、既に保健・医療との関係を整理した上で、連携して活動することを協議中・協議予定のところは20団体、保健・医療との関係の整理と連携して活動することについて一緒に協議中・協議予定のところは14団体と、現在、多くの団体で災害時における保健・医療・福祉の連携についての検討が進んでいる。

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制との関係について、「1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置付けられている」、「3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している」として、既に整理がなされている団体の計は24団体・51.1%である。以上と協議中の「2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている」8団体の計は、32団体・68.1%である。(問2-1.⑩)

以上の32団体で災害時に災害派遣福祉チームと保健・医療のチームが連携した活動を想定しているかについては、「1. 連携して活動することを保健医療の担当部署とも共有されている」が計12団体・25.5%、「2. 連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である」が20団体・42.6%である。なお、問2-1.⑩で大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制との関係を「4. 検討中」とした14団体・29.8%は、「1. 連携して活動することを保健医療の担当部署とも共有されている」が2団体・4.3%、「2. 連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である」が10団体・21.3%、「3. 連携した活動は特に想定していない」が2団体・4.3%である。(問2-1.⑩×問2-1.⑩-2)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制の関係(問2-1.⑩-1)
× 災害時における保健医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動(問2-1.⑩-2)

(n=47)

問2-1.⑩-2	回答	1.連携して活動することが保健医療の担当部署とも共有されている	2.連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である	3.連携した活動は特に想定していない
問2-1.⑩				
1.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている	13 (27.7%)	7 (14.9%)	6 (12.8%)	-
2.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	8 (17.0%)	3 (6.4%)	5 (10.6%)	-
3.大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	11 (23.4%)	2 (4.3%)	9 (19.1%)	-
4.検討中である	14 (29.8%)	2 (4.3%)	10 (21.3%)	2 (4.3%)
5.想定していない	1 (2.1%)	-	-	1 (2.1%)
計	47 (100.0%)	14 (29.8%)	30 (63.8%)	3 (6.4%)

(2) 広域間の支援体制

① 受援 ～他都道府県からの災害派遣福祉チームの受入

- 大規模災害等で被災した場合、県外から災害派遣福祉チームの派遣を受け入れる可能性がある。
- 他県から災害派遣福祉チームの受入を想定しているのは 43 団体である。しかし、その際の受援策を具体的に検討しているところは、3 団体に留まる。

大規模災害の際にも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、管内で災害が発生した場合に他県等の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（受援）を想定している都道府県は、全 47 団体中「想定している」ところは 43 団体・91.5%、「想定していない」ところは 4 団体・8.5%である。

受援を想定している 43 団体のうち、活動時の連携方法、情報共有策について「検討済である」のは 3 団体・6.4%であり、「検討中である」のは 17 団体・36.2%、「未検討である」のは 23 団体・48.9%であり、殆どが検討中もしくは未検討である。（問 3、問 3-1）

受援：他都道府県からの災害派遣福祉チームの受入と連携・情報共有策の検討状況(問 3、問 3-1)

受援について	連携方法、情報共有策	都道府県	令和 2 年 (参考)
想定している (43 団体・91.5%)	検討済 (3 団体・6.4%)	青森県、京都府、高知県	1 団体 (2.3%)
	検討中 (17 団体・36.2%)	岩手県、茨城県、埼玉県、東京都、福井県、 長野県、静岡県、三重県、和歌山県、島根県、 徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	16 団体 (36.4%)
	未検討 (23 団体・48.9%)	宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、 岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、 鳥取県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、 長崎県、大分県、沖縄県	27 団体 (61.4%)
想定していない (4 団体・8.5%)	—	北海道、秋田県、新潟県、愛知県	3 団体 (6.4%)

② 応援 ～他都道府県への災害派遣福祉チームの派遣

- 大規模災害があった場合、他都道府県に災害派遣福祉チームを派遣する可能性がある。
- 他県への災害派遣福祉チームの派遣については、44 団体が想定している。その際の派遣手順を具体的に検討しているところは 15 団体である。

大規模災害下でも福祉支援によって要配慮者支援を実施できるよう、他県等で災害が発生した場合に、自県の災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定している都道府県は、全 47 団体中「想定している」のは 44 団体・93.6%であり、「想定していない」のは 3 団体・6.4%である。

応援を想定している 44 団体のうち、派遣に向けた手順等を「検討済である」のは 13 団体・27.7%であり、「検討中である」のは 18 団体・38.3%、「未検討である」13 団体・27.7%であり、約 6 割が検討中、もしくは未検討である。（問 4、問 4-1）

応援：他都道府県への災害派遣福祉チームの応援と派遣手順の検討状況(問 4、問 4-1)

応援について	派遣手順	都道府県	令和 2 年 (参考)
想定している (44 団体・93.6%)	検討済 (13 団体・27.7%)	青森県、群馬県、神奈川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、 愛媛県、長崎県、熊本県	15 団体 (36.6%)
	検討中 (18 団体・38.3%)	岩手県、茨城県、埼玉県、東京都、石川県、 福井県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、 島根県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	13 団体 (31.7%)
	未検討 (13 団体・27.7%)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、 千葉県、富山県、山梨県、鳥取県、岡山県、 広島県、福岡県、大分県	13 団体 (31.7%)
想定していない (3 団体・6.4%)	—	北海道、新潟県、山口県	6 団体 (12.8%)

(3) 災害派遣福祉チームの派遣先

① 災害派遣福祉チームの派遣先

- ガイドラインで災害派遣福祉チームの派遣先として明記された一般避難所については、46 団体が派遣先としてあげており、前回の令和2年度調査より4 団体増えている。
- 派遣先のパターンとして最も多いのが、一般避難所と福祉避難所を対象とする場合の 18 団体である。また、一般避難所と福祉避難所の2か所を支援対象に含むところは、33 団体である。

災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」とする計47 団体において、災害派遣福祉チームの派遣先として想定しているのは、「一般避難所」が46 団体・97.9%である。次いで多いのは、「福祉避難所等（福祉施設で開設）」の26 団体・55.3%、「社会避難所（福祉施設で開設するもの以外）」の25 団体・53.2%である。

災害派遣福祉チームの派遣先で一般避難所を含まないのは、1 団体・2.1%である。（問2-1.⑤-1）

災害派遣福祉チームの派遣先(派遣先別) ※複数回答（問2-1.⑤-1）

(n=47)

	回答	%	令和2年 (参考)
1. 一般避難所	46	97.9%	42
2. 福祉避難所(福祉施設で開設)	26	55.3%	35
3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	25	53.2%	
4. 公民館等自主避難所	2	4.3%	—
5. 車中泊	0	0.0%	
6. 要配慮者の居宅(在宅避難)	1	2.1%	4
7. 福祉施設等事業所	7	14.9%	13
8. その他	8	17.0%	7
9. 未定・検討中	1	2.1%	2

※ 令和2年度調査の選択肢は、1.一般避難所、2.福祉避難所(令和4年度調査の2と3)、3.社会福祉施設等(令和4年度調査7)、4.要配慮者の居宅(令和4年度調査7)、5.その他、6.未定・検討中、である。

都道府県が想定する災害派遣福祉チームの派遣先(パターン別)とチーム員の登録者数(問2-1.⑤-1×問2-1.⑬-1)

一般避難所	福祉避難所(福祉施設で開設)	福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	公民館等自主避難所	車中泊	要配慮者の居宅(在宅避難)	福祉施設等事業所	その他	実施団体の数	割合	実施団体の登録者数(参考)	チーム員の確保状況(参考)
○								14	29.8%	1,928	うち1団体は未確保
○							○	2	4.3%	418	
○	○							4	8.5%	495	
○	○				○			1	2.1%	142	
○		○						2	4.3%	512	
○		○					○	2	4.3%	122	うち1団体は未確保
○	○	○						11	23.4%	3,427	
○	○	○				○		5	10.6%	711	
○	○	○					○	3	6.4%	517	うち1団体は未確保
○	○	○	○			○		2	4.3%	299	
							○	1	2.1%	86	
合計								47	100.0%	8,657	

※「実施団体」は問2①の回答対象の団体数である。

※登録者数は、問⑬-1で「1」を選択した団体におけるチーム員の人数の合計

② 支援対象

- 高齢者、障害者・児、乳幼児、その他を災害派遣福祉チームの支援対象としているところは 28 団体であり、支援対象の拡大が図られている。

災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」としている計 47 団体において、支援対象として想定しているのは、「高齢者」「障害者・児」が 47 団体・100.0%で最も多いものの「乳幼児」も 43 団体・91.5%であり、大きな違いは無くなっている。

「その他」を選択した 30 団体を見てみると、難病等の疾患を有する者、妊産婦、外国人等の他、避難者等と広く設定する等、いずれにおいても被災した場合には要配慮の状態に陥る可能性があると考えている状況がみられる。(問 2-1.⑤-2)

災害派遣福祉チームの支援対象(支援対象者別)(問 2-1.⑤-2)【複数回答】

(n=47)

	回答	%
1. 高齢者	47	100.0%
2. 障害者・児	47	100.0%
3. 乳幼児	43	91.5%
4. その他	30	63.8%
5. 未定・検討中	0	0.0%

災害派遣福祉チームの支援対象(パターン別)(問 2-1.⑤-2)

高齢者	障害者・児	乳幼児	その他	件数	割合	令和2年度 (参考)
○				—	—	—
○	○			2	4.3%	2
○			○	—	—	1
○	○	○		15	31.9%	16
○	○		○	2	4.3%	1
○	○	○	○	28	59.6%	23
未定・検討中				—	—	3
合計				47	100.0%	46

(4) チーム員の確保・育成

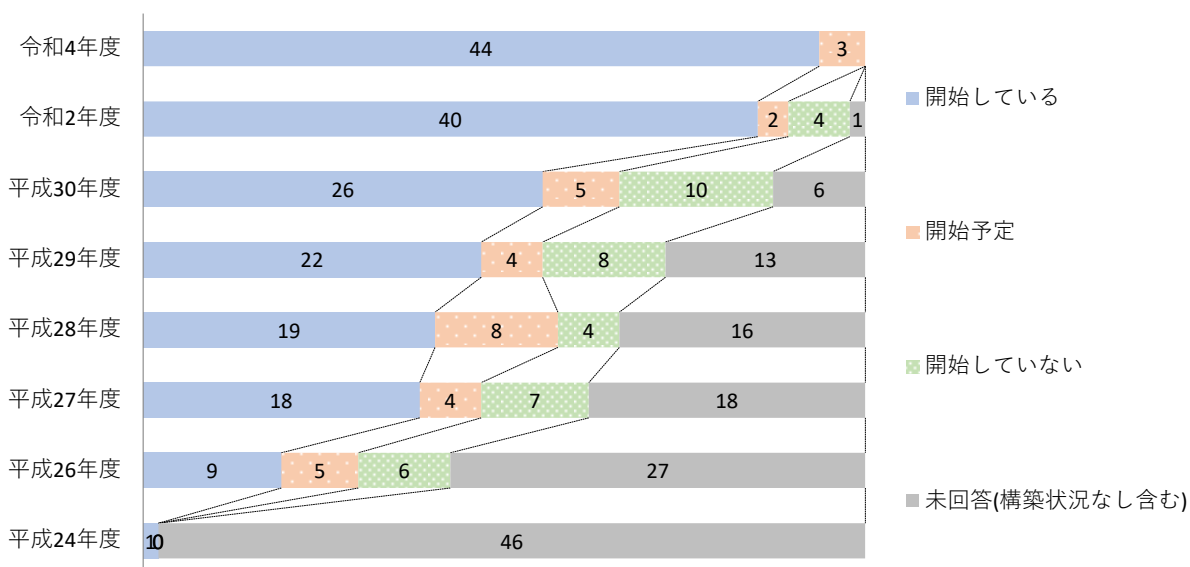
① チーム員の確保

- 災害時の福祉支援体制に取り組んでいる 47 団体のうち、既に災害派遣福祉チームの確保・育成に着手しているところは 44 団体である。

支援にあたるチーム員の確保や育成を開始しているのは 44 団体であり、全都道府県の 93.6%である。これは、自県内に災害時の福祉支援体制を「既に構築している」・「現在構築中である」の計 47 団体の 93.6%である。

なお、調査時点では未実施であるものの、令和 5 年以内に開始予定としている 3 団体・6.4%を合わせると、47 団体・100.0%になる。(問 2-1. ⑬)

図-1 災害派遣福祉チーム員の確保の開始状況(令和 27 年度～令和 4 年度)(問 2-1.⑬)



※令和元年度については、担当課は新型コロナウイルス感染症予防対応のため調査実施せず

参考)R4 調査結果

(n=47)

	回答	%
1. 開始している	44	93.6%
2. 開始予定	3	6.4%
3. 開始していない	0	0.0%

② チーム員の育成

- 災害派遣福祉チームには、被災地で自律的に活動する都道府県の福祉のチームとして活動することが求められ、リーダーを筆頭とするチーム員の構成も以上を意識する必要がある。よって、チーム員の確保・育成も、人材の層と人材像、その人材に求められる能力を考え、計画立てて育成を図ることが必要である。
- 育成を図るには、育成対象を明確にすることが必要であり、個人を特定しチーム員として登録を行う必要がある。現在、個人を特定できるチーム員は、全国で計7,901人である。
- 災害福祉コーディネーターの確保・育成は16団体で進んでいる。

チーム員の確保をしている・確保予定の47団体のうち、個人を特定して人員確保している（「2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している」）のは41団体・87.2%である。うち10団体・21.3%は、個人応募も受け付けている（「3. 個人による応募も受け付けている」）。個人を特定せず、人数の確保のみとしている（「1. 団体との協定や呼びかけ等でチーム員として派遣できる人数のみを確保している」）のは、2団体・4.3%である。2団体とも個人を特定して人員確保する方法（「2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している」）は併用しておらず、うち1団体のみ個人応募（「3. 個人による応募も受け付けている」）を受け付けている。

明確に個人を特定して登録されているのは、選択肢2の7,771人と選択肢3の130人の計である7,901人である。それ以外に人数のみ登録されている者は、756人である。（問2-1. ⑬-1）

チーム員の確保・育成を開始している団体において、チーム員の人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行しているのは8団体・17.0%に留まる。人材の層や人材像は設定しているものの育成計画の実行はしていない・育成計画の立案は今後とする団体は、計21団体・44.7%であり、人材の層を設定しているところは計29団体・61.7%である。また、特に人材の層や人材像は設定していない団体は、15団体・31.9%である。（問2-1. ⑬-2）

災害福祉コーディネーターは16団体で育成が進んでいる。特に統一した基準等は示されていないものの、実施業務としての想定は災害派遣福祉チームの統括リーダーに準ずるものとしてチームの組成や他チームやコーディネーターとの連携等が共通してみられる。

○ 災害福祉コーディネーターとして特徴的であるのは、複数のコーディネーターを配置する青森県、岩手県である。青森県、岩手県とも、ネットワーク事務局である県社会福祉協議会より統括となるコーディネーター、そのサブとなる福祉専門職等のコーディネーターの複数を配置している。

災害派遣福祉チーム員の確保方法(問2-1.⑬-1)【複数回答】

	回答	%	確保数	(n=47)	(n=40)
					令和2年度 (参考)
1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している(※個人を特定していない)	2	4.3%	756		683
2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)	41	87.2%	7,771		5,902
3. 個人による応募も受け付けている	11	23.4%	130		12
4. その他の人員確保の方法	8	17.0%	-		

災害派遣福祉チーム員の人材の層や人材像の設定、育成計画(問 2-1.⑬-2)

(n=47) (n=40)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	8	17.0%	6
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	3	6.4%	3
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	18	38.3%	15
4. 特に人材の層や人材像は設定していない	15	31.9%	15
未回答	3	6.4%	1

災害福祉支援コーディネーターの配置状況(問 2-1⑬-3)

(n=47)

	回答	%
1. 配置している	16	34.0%
2. 配置していない	28	59.6%
未回答	3	6.4%

(5) 災害派遣福祉チームの平時の活動

- チーム員の平時の活動を特に促していないのは 24 団体と半数を占める。促しているところは計 20 団体だが、うち 15 団体は各チーム員に任せており、積極的に促しているのは 5 団体に留まる。
- 平時の活動で最も多いのは、市町村への訓練等への参加である（17 団体）。また、平時のかかわりで最も多いのは、定期的な情報提供である（16 団体）。

チーム員の平時の活動を「3. 特に促していない」のは 24 団体・51.1%である。促している団体は計 20 団体・42.6%であるが、うち 15 団体が「2. 促してはいるが、各チーム員に任せている」、5 団体のみが「1. 積極的に促しており、活動先の照会や支援等も行っている」である。（問 2-1. ⑬-5）

平時におけるチーム員の活動状況は、「災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している」が 17 団体であるが、「4. その他」の中にも県の防災訓練への参加等があげられている。また、「3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換会等を行っている」も 6 団体あり、「4. その他」の中にも「災害対応における保健医療福祉分野の支援チーム協力調整推進会で各チームとの意見交換に参加」をあげたところが 1 団体ある。（問 2-1. ⑬-6）

平時のネットワーク事務局のかかわりとしては、「1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報等を行っている」が 16 団体・34.0%であり、「2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している」が 6 団体である。（問 2-1. ⑬-7）

チーム員の平時の活動に対する考え方(問 2-1.⑬-5)

	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	5	10.6%	3
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	15	31.9%	11
3. 特に促してはいない	24	51.1%	25
未回答	3	6.4%	1

平時におけるチーム員の活動状況(問 2-1.⑬-6)【複数回答】

	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	17	36.2%	10
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	4	8.5%	2
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	6	12.8%	7
4. その他	13	27.7%	11
1~4 すべてに未回答	3	6.4%	1

平時におけるチーム員との関わり(問⑬-7)【複数回答】

	回答	%	令和 2 年度 (参考)
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	16	34.0%	10
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	6	12.8%	8
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している (SNS 等)	6	12.8%	3
4. その他	5	10.6%	4
1~4 すべてに未回答	3	6.4%	1

2. 調査結果：災害福祉支援ネットワーク・災害派遣福祉チームの現状

(1) 災害時の福祉支援体制の構築状況（問1）

問1. 都道府県内への災害時の福祉支援体制の構築状況

(n=47) (n=47)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 既に構築している	46	97.9%	41
2. 現在構築中である	1	2.1%	5
3. 今後構築の予定だが、未だ取りかかっている	0	0.0%	1
4. 未定	0	0.0%	0
5. 予定はない	0	0.0%	0
6. その他	0	0.0%	0

(2) 都道府県の災害時の福祉支援体制の内容（問2）

問1で「1. 既に構築している」、「2. 現在構築中である」と回答した47団体に対し、内容の確認を行った。

① 災害時の福祉支援体制の内容（問2-1.①～⑥）

問2-1.① 体制の内容

(n=47) (n=47)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている	41	87.2%	36
2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している	3	6.4%	8
3. その他	3	6.4%	2

【1.協議会等の名称】（41）

（構築済：40）

北海道	北海道災害福祉支援ネットワーク会議
青森県	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
岩手県	岩手県災害福祉広域支援推進機構
宮城県	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
秋田県	秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
山形県	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会
福島県	福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会
茨城県	茨城県災害福祉支援ネットワーク
栃木県	栃木県災害福祉広域支援協議会
群馬県	群馬県災害福祉支援ネットワーク

埼玉県	埼玉県災害福祉支援ネットワーク
千葉県	千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会
東京都	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会
神奈川県	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク
新潟県	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
富山県	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
石川県	石川県災害福祉支援ネットワーク会議
福井県	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会 構成団体
山梨県	山梨県災害福祉支援ネットワーク会議
長野県	長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
岐阜県	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
静岡県	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
愛知県	愛知県災害福祉広域支援推進協議会
三重県	災害時福祉支援ネットワーク協議会
京都府	京都府災害時要配慮者避難支援センター
大阪府	大阪府災害福祉支援ネットワーク
奈良県	奈良県災害福祉支援ネットワーク
島根県	しまね災害福祉広域支援ネットワーク
広島県	広島県災害福祉支援ネットワーク
山口県	山口県災害福祉支援ネットワーク協議会
徳島県	徳島県災害福祉支援ネットワーク会議
香川県	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下、協議会)
愛媛県	愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会
高知県	高知県災害福祉支援ネットワーク会議
福岡県	福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会
佐賀県	佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議
熊本県	熊本県災害派遣福祉チーム(熊本 DCAT)連絡会
宮崎県	宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会
鹿児島県	鹿児島県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
沖縄県	沖縄県災害派遣福祉支援協議会
(構築中:1)	
和歌山県	検討中

【2 協定等の名称等】(3)

(構築済:3)

鳥取県	災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定
長崎県	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
大分県	大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

【3その他】(2)

(構築済:1)

滋賀県	滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議	災害時における、県域、広域(福祉圏域)、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的として、全体会議を年1回以上開催することとしている。なお、要配慮者支援を行う人材確保については、県と各団体が別に協定を締結して、確保している。
兵庫県	① 兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク ② 兵庫県災害派遣福祉チーム	① 県内で大規模災害が発生した場合に、福祉施設が相互協力すること等を目的とし、各職能団体と県で協定を締結している ② 各市区町社会福祉法人連絡協議会及び県社協、県で協定締結の上、大規模災害発生時にチームを一般避難所に派遣。
岡山県	DWAT推進会議	岡山県社会福祉協議会が主催するDWAT推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。平成30年7月豪雨災害で実際に「岡山DWAT」が活動を行い、県は派遣要請を行ったが、県と団体等との協定締結前の活動となった。令和元年度に県と岡山県社会福祉協議会で協定を締結している。

問 2-1.② 災害時の福祉支援体制の稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、または予定時期

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 開始した	47	100.0%	42
2. 開始予定である	0	0.0%	3
3. 時期未定	0	0.0%	1

【稼働開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)】

開始年度	団体数	都道府県
2012年	1	熊本県
2013年	3	岩手県、福島県、京都府
2014年	5	群馬県、新潟県、岐阜県、滋賀県、大阪府
2015年	2	愛知県、島根県
2016年	3	青森県、神奈川県、静岡県
2017年	5	宮城県、埼玉県、東京都、愛媛県、長崎県
2018年	6	秋田県、栃木県、鳥取県、岡山県、大分県、鹿児島県
2019年	7	富山県、石川県、長野県、奈良県、徳島県、香川県、沖縄県
2020年	8	北海道、茨城県、千葉県、三重県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県
2021年	2	山形県、福井県
2022年	3	山梨県、兵庫県、広島県
2023年(予定)	2	和歌山県、山口県

問 2-1.③ 災害時の福祉支援体制の参加団体

【構成団体】

(構築済×協議会:40)

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・ 経営者協議会等	高齢者 福祉	障害 児・者	児童・ 母子	その他	専門職の 団体	
北海道	○	○	○	○	○	○	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
青森県	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○	○	一般社団法人 岩手県医師会、一般社団法人 岩手県歯科医師会、一般社団法人 岩手県薬剤 師会、岩手県保健師長会、学校法人 岩手医科 大学、公立大学法人 岩手県立大学、岩手県市 長会、岩手県町村会
宮城県	○	○	○	○	○	○	東北福祉大学、県内全市町村
秋田県	○	○	○	○	—	—	
山形県	○	○	○	○	—	○	山形県市長会、山形県町村会
福島県	○	○	○	—	—	○	
茨城県	○	○	○	○	○	○	日本医療救援機構、茨城 NPO センター・コモ ンズ
栃木県	○	○	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○	○	○	○	群馬県市長会、群馬県町村会
埼玉県	○	○	○	○	○	○	さいたま市、川越市、川口市、越谷市
千葉県	○	○	○	○	○	○	一般社団法人千葉県身体障害者連合会、千葉 県市長会、千葉県町村会
東京都	○	○	○	—	○	○	区市町村行政、東京ボランティア・市民活動 センター
神奈川県	○	○	○	—	○	○	
新潟県	○	○	○	○	○	○	災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード
富山県	○	○	○	○	—	○	富山県市長会、富山県町村会
石川県	○	—	—	—	—	—	
福井県	○	○	○	○	—	○	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、 勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井 市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、 美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	○	○	○	○	—	○	
長野県	○	○	○	○	○	○	長野県市長会、長野県町村会、社会福祉法人 長野県共同募金会
岐阜県	○	○	○	○	○	○	学識経験者（大学教授）、県市長会、県町村会
静岡県	○	○	○	○	○	○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	代表市、代表町村、名古屋市
三重県	○	○	○	○	○	○	三重県医療ソーシャルワーカー協会
京都府	○	○	○	○	—	○	京都府医師会、京都私立病院協会、京都精神 科病院協会、京都府病院協会、京都府看護協 会、京都透析医会、行政（京都市、福知山 市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹 波町、伊根町）
大阪府	○	○	—	—	—	○	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
奈良県	○	○	○	○	○	○	奈良県障害者福祉連合協議会、奈良県民生児 童委員連合会
島根県	○	○	○	○	—	○	島根県社会福祉協議会、島根県社会福祉法人 経営者協議会、島根県老人福祉施設協議会、 島根県老人保健施設協会、島根県知的障害者

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・経営者協議会等	高齢者福祉	障害児・者	児童・母子	その他	専門職の団体	
							福祉協会、島根県身体障害者施設協議会、島根県児童入所施設協議会、島根県保育協議会、島根県社会福祉士会、島根県介護福祉士会、島根県精神保健福祉士会、島根県介護支援専門員協会、島根県看護協会
広島県	○	○	○	○	—	○	広島県市長会、広島県町村会
山口県	○	○	○	○	○	○	社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会
徳島県	○	○	○	○	○	○	徳島県民生委員児童委員協議会、徳島県市長会、徳島県町村会
香川県	○	○	○	○	—	○	社会福祉法人香川県共同募金会、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構、高松市健康福祉局健康福祉総務課、高松市総務局危機管理課、香川県精神保健福祉センター
愛媛県	○	○	○	○	○	○	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会、県内 20 市町
高知県	○	○	○	○	—	○	高知市
福岡県	○	○	○	○	○	○	
佐賀県	○	○	○	○	—	—	
熊本県	○	○	○	○	○	○	
宮崎県	○	○	○	○	○	○	宮崎大学
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○	○	—	○	沖縄県市長会、沖縄県町村会

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築済×協定:3)

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・経営者協議会等	高齢者福祉	障害児・者	児童・母子	その他	専門職の団体	
鳥取県	○	○	—	—	—	○	
長崎県	○	○	○	○	○	○	
大分県	○	○	○	○	○	○	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等（災害派遣福祉チーム協定締結法人）

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

(構築済×その他:3)

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・経営者協議会等	高齢者福祉	障害児・者	児童・母子	その他	専門職の団体	
滋賀県	○	○	○	○	—	○	一般社団法人 滋賀県病院協会、一般社団法人 滋賀県医師会、一般社団法人 滋賀県歯科医師会、一般社団法人 滋賀県薬剤師会、公益社団

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・経営者協議会等	高齢者福祉	障害児・者	児童・母子	その他	専門職の団体	
							法人 滋賀県看護協会、滋賀県精神神経科医学会、滋賀県市町保健師協議会、公益社団法人滋賀県獣医師会、NPO 法人鍼灸地域支援ネット、日本防災士会、滋賀県支部滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀県市町社会福祉協議会会長会、公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部、一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会、一般社団法人 滋賀県ろうあ協会、特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会、社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会、公益社団法人 日本オストミー協会滋賀支部、滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」、滋賀県中途失聴難聴者協会、特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会、滋賀県障害児者と父母の会連合会、社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 滋賀県支部、滋賀県盲導犬使用者の会「びわこハーネスの会」、滋賀県障害者自立支援協議会社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会、公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会、社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀LD等発達障害親の会トムソーヤ、特定非営利活動法人 滋賀県精神障害者家族連合会「鳩の会」特定非営利活動法人 滋賀県自閉症研究会「たんぽぽ」、滋賀県自閉症協会、滋賀県ことばを育てる親の会、滋賀湖声会、特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会、滋賀県がん患者団体連絡協議会、公益社団法人 滋賀県腎臓病患者福祉協会、特定非営利活動法人 滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会、NPO 法人淡海かいつぶりセンター、災害NGO結、公益社団法人 全日本断酒連盟 滋賀県断酒同友会、特定非営利活動法人 京都スモンの会 滋賀支部、滋賀県健康推進員団体連絡協議会、滋賀県生活協同組合連合会、公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会、日本赤十字社滋賀県支部、淡海フィランソロピーネット、淡海文化振興財団、災害支援市民ネットワークしが、公益財団法人滋賀県国際協会、社会福祉法人滋賀県共同募金会
兵庫県	○	○	○	○	—	—	（協定締結先：各市区町社会福祉法人連絡協議会（順次協定締結予定））
岡山県	○	○	○	○	—	○	日本赤十字社岡山県支部

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

（構築中×協議会：1）

都道府県	社会福祉協議会等	種別協（事業者団体）				職能団体	その他
	社会福祉協議会・経営者協議会等	高齢者福祉	障害児・者	児童・母子	その他	専門職の団体	
和歌山県	○	○	○	○	—	—	

※都道府県との協議会であることから、「その他」に都道府県を記載している場合は削除

問 2-1.④ 現在、体制に未参加だが、今後、参加・連携を想定している団体

神奈川県	児童・保育の団体
福井県	福井県相談支援専門員協会
三重県	三重県聴覚障害者協会
京都府	保育連盟
和歌山県	現在は施設団体が中心であるが、将来的には、ネットワークを職能団体に拡大する可能性もあり。
香川県	香川県臨床心理士会
長崎県	長崎県社会福祉協議会
熊本県	熊本県社会福祉法人経営者協議会

問 2-1.⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者

【支援の主な対象先】(複数回答) (⑤-1)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 一般避難所	46	97.9%	42
2. 福祉避難所(福祉施設で開設)	26	55.3%	35
3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	25	53.2%	
4. 公民館等自主避難所	2	4.3%	
5. 車中泊	0	0.0%	
6. 要配慮者の居宅(在宅避難)	1	2.1%	4
7. 福祉施設等事業所	7	14.9%	13
8. その他	8	17.0%	7
9. 未定・検討中	1	2.1%	2

【その他】(12)

青森県	その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設
福島県	被災地の要請に応じて活動場所を追加することを検討。
埼玉県	災害時に要配慮者を受け入れる施設
福井県	支援先(活動場所)は、一般避難所のほか、被災地の要請に応じて活動場所を追加していくことが必要と考える。
大阪府	新型コロナウイルスの影響により、分散避難が推奨されていることを鑑み、避難所の管理(責任)者等との連携のもと、一般避難所を拠点として、在宅避難者等(避難所において在宅や車中での避難)への福祉支援を行うことも想定される。
奈良県	その他大規模災害時に要配慮者を受け入れる施設等
和歌山県	市町村の指定避難所ではないが、避難者の多数集まっている場所
岡山県	活動実績は上記であるが、派遣協定では「避難所等」としており上記に限定している訳ではない。
広島県	原則として一般避難所としている
山口県	その他災害時に要配慮者を受け入れる施設
香川県	その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設
佐賀県	具体的な活動場所は、市町等災害対策本部の要請や収集した情報に基づき県が決定する。

【対象先とした理由】(47)

北海道	主な活動内容が、直接的な支援ではなく、福祉ニーズの把握や要配慮者のスクリーニング、相談対応などを行うこととしているため
青森県	被災者支援の充実に資するため。
岩手県	主に1次的な避難所(一般避難所)を想定している。状況によっては、2次的な避難所(福祉避難所等)、その他の要配慮者を受け入れる施設(避難所等)でも活動が想定される。
宮城県	避難所における福祉的な課題が最も重要な課題と考えているため
秋田県	災害時要配慮者の避難先での長機関の生活で生じる問題に対応することを想定している。
山形県	厚生労働省から平成 30 年度に示された「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づき、主に一般避難所において災害時要配慮者等に対する福祉的支援を行い、災害時の被災者支援体制の充実強化を図るものであるため。
福島県	要配慮者は、一般避難所以外の場所にもいる可能性があり、活動場所を一般避難所のみに限定することは適当ではないから。
茨城県	国通知に基づき、基本的に一般避難所への派遣を想定しているが、被災自治体の要請により福祉避難所または社会福祉施設等へ派遣することも考えている
栃木県	他県の状況等を参考
群馬県	協定により、災害派遣福祉チームの主な支援対象先が避難所となっている。 また、社会福祉施設等についても、相互に応援できるよう関係団体と協定を締結している。
埼玉県	他県の状況を参考にし、検討した結果による。
千葉県	厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。
東京都	都内の社会福祉施設においては、発災時にそのサービス提供能力が低下することが判明している。そこで、一般避難所から要配慮者が移動する福祉避難所、社会福祉施設に対し主に派遣することで、その機能を担保する取組を進めてきた。令和 4 年度に「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が設置され、都道府県間の派遣調整の制度化が進んだことを受けて、東京都災害派遣福祉チーム(東京 DWAT)を設置し、派遣先に一般避難所も含めることとした。(1 月末時点では未整備だが、回答時点で整備済のため反映する。)
神奈川県	国のガイドラインに準じているため。
新潟県	県とネットワーク協議会との協定による。
富山県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成 30 年 5 月 31 日 社援発 0531 第 1 号)を参考に決定
石川県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成 30 年 5 月 31 日社援発 0531 第 1 号)を参考にしたため。
福井県	・分散避難等が行われている可能性があるため ・被災地のニーズに寄り添うべきと考えるため
山梨県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)により主な支援対象先として一般避難所を想定している。 しかし、災害時は派遣要請に基づき支援対象先を判断するため、現段階で具体的にどこまでを支援対象先とするかどうかについて判断していない。
長野県	協定に基づき、大規模災害発生時において、避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設に対する支援活動を行う必要があるときにチーム派遣をするものであり、現行では車中泊や在宅避難者は対象外と思われる。
岐阜県	災害時の福祉的支援ニーズは、地域や要配慮者の状況等により、福祉避難所の方が優先度は高いことも考えられるため、一般避難所に限らず、福祉避難所も対象先としている。
静岡県	静岡DWATの主たる活動内容は、避難者のニーズ把握、避難所の環境整備、要配慮者の移送支援、医療チームとの連携であり、福祉的課題の解決により避難所を機能させることを目的としているため。
愛知県	避難者の多くは一般避難所又は福祉避難所に避難することが想定されるため。
三重県	国の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が一般避難所を想定しているため

滋賀県	他職種チームと連携をしながら情報収集や支援を行うため
京都府	厚生労働省の通知のもと、一般避難所を支援の対象先と考えている。 平常時に入所者を抱えておらず、場所のみ指定されている場合の福祉避難所等についても、立ち上げ支援として派遣する可能性もある。支援先については、今後検討
大阪府	「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に準ずる。
兵庫県	厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備について」にならって対象先を一般避難所とした。
奈良県	大規模災害時における要配慮者の避難場所を想定しているため。
和歌山県	基本的には、市町村の指定する一般避難所に派遣するが、避難の状況に応じ、以下のような場所への派遣にも臨機応変に対応する必要があると考える。(なお、入所型福祉施設で開設される福祉避難所への支援については、県が福祉施設団体と締結している既存の協定に基づき別途対応) ・市町村が指定する福祉避難所のうち、入所型福祉施設でないもの(市町村の福祉センター、ホテル等) ・市町村の指定避難所ではないが、避難者が多数集まっている場所
鳥取県	避難所を主な支援先として想定しているが、発達障がいなど障がいの特性により避難所での生活が難しく、自宅避難を余儀なくされている災害時要配慮者もあると思われるため。
島根県	しまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領において規定している
岡山県	平成30年5月31日社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」別添の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に沿っている。
広島県	厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」では、対象先を一般避難所と記載されているため
山口県	過去の災害の事例などから、国ガイドラインで想定される一般避難所のほか、福祉避難所やその他の要配慮者受入施設についても支援ニーズがあると考えられるため。
徳島県	一般避難所:被災地の福祉人材の手が回りにくく、福祉支援が手薄になる可能性が高いため。 福祉避難所:福祉避難所が人員不足により開設でき無い場合、一般避難所等、要配慮者にとって環境の良くない場所での生活を強いられることとなるため、福祉避難所の開設・運営支援は不可欠。福祉施設等事業所:福祉避難所では生活ができない要配慮者の受け皿として、事業継続の必要があるため。
香川県	要配慮者を支援するため。
愛媛県	上記厚労省通知も参考に、災害時要配慮者支援チームは主に一般避難所で活動し、災害時福祉人材マッチング制度は主に福祉避難所(福祉避難スペースを含む)で活動する方向性で整理している。
高知県	国のガイドラインに基づき一般避難所での活動を想定している。
福岡県	国のガイドラインを基に決定
佐賀県	災害の発生時において、特別な配慮を必要とする者を受け入れる避難所や施設での活動を想定しているため
長崎県	一般避難所(福祉的支援が必要な人が、一般避難所で適切な支援を受けられずに二次被害を受けることを防止することが最優先であるため)
熊本県	避難者への支援のため、一般避難所及び福祉避難所を対象としている。 活動場所として活動マニュアルの中で規定している。
大分県	一般避難所における福祉的なスクリーニングや避難者からの相談対応等が、災害派遣福祉チームにおける主な任務と考えているため。ただし、災害時に臨機に対応するために、福祉避難所において支援を行うことを除外しているものではない。
宮崎県	災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインに沿って決定している。
鹿児島県	避難所で生活している要配慮者を支援することを目的としているため。
沖縄県	大規模災害時に、避難所において、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の支援が必要な「災害時要配慮者」に対し、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を目的としているため

【支援の主な対象者（複数回答）】(5)-2)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 高齢者	47	100.0%	43
2. 障害者・児	47	100.0%	42
3. 乳幼児	43	91.5%	39
4. その他	30	63.8%	25
5. 未定・検討中	0	0.0%	3

【その他】(30)

青森県	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、子ども(児童・中高生)、精神的に不安定な方
岩手県	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、女性・妊産婦、子ども(児童・中高生)、外国人・観光客、精神的に不安定な方、その他、生活環境の変化により支援が必要な方
秋田県	妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
福島県	その他支援を必要とする者
茨城県	妊産婦、外国人
栃木県	福祉的配慮が必要な者
埼玉県	災害時に特別な配慮を要する者
千葉県	避難所において特別な支援を必要とする者
神奈川県	傷病者、難病患者
富山県	災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
石川県	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、精神的に不安定な方、その他生活環境の変化により支援が必要な方
福井県	要配慮者を中心に、避難生活において福祉支援を必要とする方々に対して、福祉専門職としてそれぞれの特徴を認識し、関係機関と連携して対応する。また、被災状況等によっては避難者すべての方が要配慮者となり、支援の対象となる。
山梨県	災害時に特別な配慮を必要とする者
長野県	妊産婦、傷病者、難病患者等
岐阜県	妊産婦、難病患者等、避難所生活において福祉的な支援が必要な要配慮者は広く支援の対象としている。
愛知県	病弱者等
滋賀県	避難所生活で配慮を必要とされているすべての方
京都府	避難所に関係するすべての者
大阪府	傷病者、妊産婦、外国人、アレルギー等の疾患を有する者、性的マイノリティ(LGBT含む)
兵庫県	災害時要配慮者
奈良県	要配慮者を要綱上、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者と、定義している。
岡山県	被災者(避難者)
広島県	高齢者や障害者等の要配慮者に限らず、平時では健康な住民であっても、避難生活の影響により生活機能の低下や要介護度の重度化などが生じる恐れがある。このため、特に除外する対象者はいない。
山口県	その他災害時に特別な配慮を必要とする者

愛媛県	要支援者全般を対象としている。
福岡県	病弱者、妊産婦、外国人
長崎県	妊産婦、外国人等
熊本県	妊産婦、外国人、アレルギー疾患患者等
鹿児島県	協定上は、その他の特に配慮を要する者としている。
沖縄県	妊産婦、病弱者等、災害時における避難所生活に特別な配慮を必要とする者

【対象先とした理由】(47)

北海道	国のガイドラインに沿った内容としている。
青森県	被災者支援の充実に資するため。
岩手県	一般避難所に避難する要配慮者を想定しているもの。
宮城県	福祉的な支援を必要と思われるため
秋田県	要配慮者とされる方々の支援を想定している。
山形県	災害時に要配慮者として福祉的な支援を必要とする可能性が高いため。
福島県	要配慮者は、高齢者及び障がい者に限定されないから。
茨城県	要配慮者に広く対応するため
栃木県	国のガイドライン等を踏まえ決定
群馬県	支援の主な対象が要配慮者であるため。
埼玉県	他県の状況等、検討した結果による。
千葉県	避難所等の要配慮者の福祉的課題にいち早く介入することで、二次被害の発生を減らし、一日でも早く安定的な日常生活に移行できるようにするため。
東京都	主に想定される災害時用配慮者を対象としている。
神奈川県	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク運営要綱第1条に規定する「要配慮者」に含まれるため
新潟県	県とネットワーク協議会の協定には、要配慮者を受け入れる施設に対する支援活動を行う必要があるときにチームの派遣が要請できるという記述があるが、具体的な対象を定めたものではなく、構成団体の参加状況から「高齢者」「障害者・児」が主な対象となると考えられるため。
富山県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号)を参考に決定
石川県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)及び他県例を参考にしたため。
福井県	福祉専門職により構成されるチームであるため。 被災状況等によってはすべての方が要配慮者となる可能性があるため。
山梨県	「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号)に基づくため。
長野県	災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(妊産婦、傷病者、難病患者等)」となっているため。
岐阜県	避難所においては多様な要配慮者や福祉的ニーズが存在することが想定されるため、支援対象者は限定的ではなく、広く要配慮者を対象としている。
静岡県	⑤-1と同じ
愛知県	災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とされるため
三重県	避難所で想定される災害時要配慮者であるため
滋賀県	災害時には普段の生活では配慮を必要としていなくても、心身の不調が起こり、避難生活の中で配慮が必要となる方がいらっしゃるため

京都府	避難所においては、要配慮者と呼ばれる高齢者・障がい者等だけでなく避難所運営者を含むすべての人が支援を必要としているため。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)後方支援マニュアル等に定める者
兵庫県	チーム登録員が高齢者施設や保育施設等の社会福祉法人に所属している職員であるため。
奈良県	設間にある厚生労働省通知に記載の災害時要配慮者に関する記載が、「避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等」とされており、それを言い換えた表現としている。
和歌山県	一般避難所における主要な要配慮者として想定されるものであるため。
鳥取県	災害時要配慮者であるため
島根県	特に除外する対象者はない。
岡山県	平成30年5月31日社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」別添の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に沿っている。
広島県	高齢者や障害者等の要配慮者に限らず、平時では健康な住民であっても、避難生活の影響により生活機能の低下や要介護度の重度化などが生じる恐れがある。このため、特に除外する対象者はいない。
山口県	国ガイドラインや他都道府県の事例を参考としながら、災害時に配慮を要する可能性がある方を広く対象者することとしている。
徳島県	避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を対象としているため
香川県	高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするもの(要配慮者)を支援することを目的としているため。
愛媛県	災害時要配慮者支援チームは多職種で構成されており、幅広い支援が可能であるため。
高知県	一定スペースや資機材が整備された中で周囲からの支援があれば生活が出来る程度の方を想定している。
福岡県	福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて想定されている要配慮者の種類のうち、福祉支援が必要だと思われるものを支援対象として想定。
佐賀県	避難所での避難生活が長引くことにより、心身機能が低下するリスクがある者を主な対象者としている。
長崎県	災害発生時に長期避難が必要となった際に、支援が必要な対象と考えられるため。
熊本県	支援対象者として活動マニュアルの中で規定している。
大分県	大規模災害において避難者が多数となった場合は、市町村の避難所担当職員のみでは対応が困難と考えるため。
宮崎県	宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱にて規定
鹿児島県	高齢者、障害者、乳幼児に限らず、大規模災害発生時に特別な配慮を要する者を支援することを目的としているため。
沖縄県	必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所での生活によって、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため

問 2-1.⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類（複数回答）

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 暴風	33	70.2%	36
2. 豪雨	34	72.3%	39
3. 豪雪	28	59.6%	31
4. 洪水	33	70.2%	38
5. 高潮	27	57.4%	30
6. 地震	35	74.5%	39
7. 津波	31	66.0%	35
8. 噴火	27	57.4%	26
9. 原子力災害	21	44.7%	22
10.その他	21	44.7%	16

【その他】(20)

青森県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害(大規模災害)
岩手県	火災、テロ災害
秋田県	地滑り、崖崩れ、土石流、その他異常な自然現象、大規模火災もしくは爆発、その他の大規模な人為的な事故
福島県	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用され、または適用される可能性があるとして認められる規模の災害(大規模災害)。
栃木県	災害救助法が適用又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
埼玉県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
千葉県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害全て
富山県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
福井県	特に災害の種類は規程していない。(すべて対象となりうる。)
愛知県	災害救助法が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の大規模災害
滋賀県	個別の「災害」の種類は想定しておらず、派遣基準としては以下の通り (1)県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、被災状況を鑑みて知事が DWAT を派遣する必要があると認めるとき (2)その他特に必要であると知事が認めるとき
京都府	いずれの災害も大規模・広域災害であること
大阪府	災害の種類は特に定めてはいない。
和歌山県	次に掲げる災害のうち、大規模な避難所が開設される場合や、避難の長期化が想定される場合を想定しているが、災害の種類については特に限定していない。 ・災害救助法の適用がある災害 ・災害救助法の適用される可能性が高いと認められる災害
岡山県	災害救助法が適用される災害
広島県	いずれの災害も、災害救助法が適用、または適用される可能性がある場合を対象としている
山口県	災害救助法が適用され又は適用される可能性が認められる規模の災害
香川県	県内で大規模災害が発生した場合
長崎県	地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害(災害救助法対象となり災害)
宮崎県	災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害

② 災害時の福祉支援体制の担当部署及び事務局（問 2-1.⑦～⑫）

問 2-1.⑦、⑧ 都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署と他部署との連携状況

（構築済:46）

都道府県	担当課 （*は複数部署の場合の主担当）	他の部署との間での連携や検討状況
北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課	防災部局と連携し、市町村に対する避難行動要支援者の個別避難計画作成の働きかけや支援等を行っている。
青森県	健康福祉部健康福祉政策課	訓練、研修への参加
岩手県	保健福祉部地域福祉課	岩手県災害福祉広域支援推進機構の県関係室課として、保健福祉部内の各室課及び復興防災部が参画している。
宮城県	保健福祉部社会福祉課	宮城県地域防災計画において、災害派遣福祉チームを規定している
秋田県	総務総合防災課*	福祉避難所の指定・協定状況等について、高齢者福祉、障害児・者福祉、保健医療の関係課と情報共有を図っている。
山形県	健康福祉部 地域福祉推進課	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成メンバーとして、防災、子育て、高齢者、障がい関係の各所管課が加わっており、災害時における福祉支援体制の整備について連携しながら進めている。
福島県	保健福祉部 社会福祉課	防災部局との間で、少し連携している。
茨城県	福祉部福祉政策課	防災・危機管理部主催の避難力強化訓練に DWAT が参加する
栃木県	保健福祉部保健福祉課	災害時の情報収集やチーム派遣の流れ等について、庁内の他の福祉部署と検討。
群馬県	健康福祉課*	庁内担当者に対して災害福祉支援ネットワークの取組を説明する機会を設けている。
埼玉県	社会福祉課	令和3年度からの埼玉県地域防災計画に位置付け 障害者支援計画、高齢者支援計画に位置付け
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課	今年度の防災訓練において、リハビリチーム(JRAT)と連携して訓練を行った。
東京都	福祉保健局総務部*	総務局総合防災部は本委員会にオブザーバー参加している。
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	健康医療局所属の保健師を講師としたDWATチーム員対象の研修開催（神奈川DWATスキルアップ研修） 健康医療局との「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」へと改編する調整 くらし安全防災局への市町村からの神奈川DWAT派遣要請手順の相談。
新潟県	福祉保健局総務課	検討未了
富山県	厚生企画課	保健師、DMAT、JRAT など、災害時に派遣される他の専門職や支援組織を所管する課との連携を今後検討する必要がある。
石川県	健康福祉部厚生政策課	現時点では検討していない。
福井県	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会担当部署・健康福祉部地域福祉課	長寿福祉課、障がい福祉課、児童家庭課、危機対策・防災課が、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体となっている。また、DMAT、DPAT、DHEAT 担当者と随時情報共有を行うとともに、研修における講師派遣について相互に協力している。
山梨県	福祉保健部福祉保健総務課	・庁内の他の福祉部署（健康長寿推進課、障害福祉課、子育て政策課）に対し災害時の福祉支援体制に関して説明を行っている。 ・防災部署に対し現在DWATが組成されていないため具体的な連携方法の検討はまだ進んでいない。
長野県	健康福祉部地域福祉課	危機管理部、健康福祉部健康福祉政策課
岐阜県	健康福祉部健康福祉政策課	県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に県防災部局が参画しており、適宜必要な情報共有体制等を確保している。
静岡県	健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課*	庁内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。 庁内の防災訓練において、静岡DWATの派遣要請訓練を実施している。
愛知県	福祉局福祉部地域福祉課	協議会には県防災安全局災害対策課も参加
三重県	三重県子ども福祉部子ども・福祉総務課、三重県社会福祉協議会福祉育成支援課	検討中

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
滋賀県	健康福祉政策課	
京都府	健康福祉部地域福祉推進課	京都府では、大規模災害発災後に災害対策本部が立ち上がるとその下に保健医療福祉調整本部(本庁)および支部(保健所)が設置され、避難所支援に関する調整を行うこととなっている。
大阪府	福祉部地域福祉推進室地域福祉課	大規模災害発生時等において、効果的かつ効率的な情報収集・被災地支援を図るため、府災害対策本部(危機管理室)及び府保健医療調整本部(健康医療部)と連携を図る。
兵庫県	福祉部地域福祉課	検討中
奈良県	福祉医療部企画管理室(DWATに関する部分)	奈良県災害福祉支援ネットワーク会議の参加者には、県防災統括室、地域福祉課も含まれており、災害時に連携が取りやすくなるよう情報共有を行っている。
鳥取県	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉保健課	特に行っていない。
島根県	島根県健康福祉部地域福祉課	・『大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について』(令和4年7月22日厚労省通知)により、県内における災害発生時及び県外を含め災害支援のため必要な場合等において、保健医療福祉活動に係る総合的な調整を行うため既存の「島根県保健医療調整本部」を改正し「島根県保健医療福祉調整本部」を設置(予定)。 ・「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議」(事務局:県社会福祉協議会)に福祉担当部署と防災担当部署が参加。
岡山県	保健福祉部保健福祉課	災害時には、防災部署にて岡山県災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。そして、県災害保健医療調整本部の下に、DMAT県調整本部等を必要に応じて設置し、DMAT等の活動の調整を行う。
広島県	健康福祉局地域共生社会推進課	保健医療福祉調整本部を所管する健康危機管理課と連携し、災害支援の経験豊富な保健師の協力を得て、DWAT活動マニュアルを整備した。また、DMAT関係者の協力を得て、DWAT登録員研修において、実際の支援活動を想定した模擬演習を実施した。
山口県	健康福祉部厚政課	現時点では未定だが、今後防災部局や保健・医療担当課との連携が必要であると考えている。
徳島県	保健福祉政策課	庁内の関係各部署が、災害福祉支援ネットワークに入り、連携しており、現在危機管理部と「災害ケースマネジメント」の体制について検討を行っている。
香川県	健康福祉部健康福祉総務課	県防災部局が協議会の構成団体となっている。
愛媛県	保健福祉課	防災関係所管課や医療関係の所管課も協議会に参加いただくようにしている。
高知県	子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	一般の避難所での要配慮者対策については、危機管理部署が担当し、避難される要配慮者の特性や受入時の注意点などをまとめた冊子を作成し、各避難所の運営マニュアルとして備えるよう促している。また、必要となる資機材についても補助制度により支援している。
福岡県	福祉労働部福祉総務課	県地域防災計画に保健医療福祉の連携を位置付けるよう保健医療部署と協議中。
佐賀県	佐賀県健康福祉部社会福祉課	災害対策本部が設置され、災害対策本部会議において、指揮・報告、情報共有等が行われ、他の関係部署との連携を図る。
長崎県	福祉保健部福祉保健課	特になし
熊本県	健康福祉部 健康福祉政策課*	協定締結団体との連絡会議に庁内の他の福祉部署も参加してDCAT体制等について検討を行っている。
大分県	福祉保健部福祉保健企画課*	災害時の総合調整を行う防災対策企画課及び市町村の避難所に関する支援を行う生活環境企画課が、災害福祉支援ネットワーク会議に参加
宮崎県	福祉保健部福祉保健課	大規模災害時における保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に係る情報の連携・整理及び分析等の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が中心になり関係機関と連携を図る。

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
鹿児島県	くらし保健福祉部社会福祉課	協議会メンバーに防災部署が入って、体制構築について連携して取り組んでいる。
沖縄県	子ども生活福祉部	連携は必要と感じているが、具体的な検討はされていない。

(構築中:1)

都道府県	担当課 (*は複数部署の場合の主担当)	他の部署との間での連携や検討状況
和歌山県	福祉保健総務課	DWAT構築に向けた検討会には、当課のほか、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各担当課が参画。また、防災担当課、保健医療担当課とも適宜情報を共有し、必要な調整を行っている。

問 2-1.⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 都道府県が担う	10	21.3%	12
2. 都道府県と団体が共に担う	22	46.8%	17
3. 団体が担う	14	29.8%	13
4. その他	1	2.1%	1
5. 未定	0	0.0%	3

【構築済×都道府県と団体が担う場合の団体】(21)

青森県	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
秋田県	秋田県社会福祉協議会
栃木県	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
群馬県	群馬県社会福祉協議会
千葉県	千葉県社会福祉協議会
東京都	東京都社会福祉協議会
神奈川県	(福)神奈川県社会福祉協議会
富山県	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
福井県	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会事務局…福井県 福井県災害派遣福祉チーム事務局…福井県社会福祉協議会
山梨県	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
長野県	長野県社会福祉協議会
岐阜県	県社会福祉協議会
滋賀県	滋賀県社会福祉協議会
京都府	京都府社会福祉協議会
兵庫県	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
鳥取県	(社福)鳥取県社会福祉協議会
山口県	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
愛媛県	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会(愛媛 JRAT) 愛媛県社会福祉協議会
福岡県	福岡県社会福祉協議会
大分県	大分県社会福祉協議会
宮崎県	一般社団法人宮崎県社会福祉士会

【構築済×団体が担う場合の団体】(14)

岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
宮城県	宮城県社会福祉協議会
埼玉県	災害派遣福祉ネットワーク事務局は社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
新潟県	新潟県社会福祉協議会
静岡県	静岡県社会福祉協議会
愛知県	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

島根県	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
岡山県	岡山県社会福祉協議会
広島県	広島県社会福祉協議会
香川県	社会福祉法人香川県社会福祉協議会
高知県	高知県社会福祉協議会
佐賀県	佐賀県社会福祉協議会
沖縄県	沖縄県社会福祉協議会

【構築済×その他】(1)

奈良県	要綱上では、奈良県社会福祉協議会(以下、社協)と奈良県福祉医療部企画管理室(以下、県)の共同事務局となっている。具体的にはいわゆる直接的事務は社協が担い、方針の決定などについては県が行うこととしている。なお、社協には国補助事業(生活困窮者補助金)を活用して県から補助金を交付している。
-----	--

【構築中×都道府県と団体の場合の団体】(1)

和歌山県	和歌山県社会福祉協議会
------	-------------

問 2-1.⑩ 事務局の担当者

■担当者の専任・兼任の状況(回答数は団体の数)

(n=47) (n=39)

	回答	%	令和2年度 (参考)
専任のみ	1	2.1%	1
専任と兼任	6	12.8%	2
兼任のみ	39	83.0%	36
その他	1	2.1%	

■兼務している場合の担当者数(回答数は団体の数)

(n=47) (n=39)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1人	9	19.6%	9
2人	20	43.5%	17
3人	9	19.6%	5
4人	5	10.9%	4
5人以上	2	4.3%	1
その他	1	2.2%	2

問 2-1.⑪ 事務局の運営費用（複数回答）

(n=47) (n=43)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請)	46	97.9%	40
2. 都道府県による独自予算	10	21.3%	11
3. 民間団体による助成等	0	0.0%	1
4. その他	4	8.5%	3

【その他】(4)

千葉県	一部研修にかかる費用を共同事務局となる千葉県社会福祉協議会が負担している。 (令和5年度以降は全てネットワーク構築推進事業及び都道府県による独自予算で運営予定)
岐阜県	県社会福祉協議会による独自予算
和歌山県	現時点では県費で対応しているが、令和 5 年度から災害福祉支援ネットワーク構築推進事業を活用する予定。
岡山県	岡山県社会福祉協議会の独自財源

問 2-1.⑫ 災害発生時に「事務局」が「本部」となった場合のバックアップ機能の確保

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 確保している	10	21.3%	7
2. 確保していない	37	78.7%	39

【バックアップの方法】(9)

			参考 事務局を担う者 (問 2-1⑨)
関係団体が連携して本部設置 構成団体が事務局をバックアップ・	岩手県	県は、被害情報の収集、被災市町村(災害対策本部)等関係機関との連絡調整、チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請、費用負担に係る調整及びその他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事務を行うこととしている。また、その他の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整、県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整、その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事務を行うこととしている。	(団体のみ) 岩手県社会福祉協議会
	三重県	三重県、三重県社協、関係団体が連携してネットワーク本部を設置する	(団体のみ) 三重県社会福祉協議会
	千葉県	災害の規模等を踏まえ、「本部支援員」として協議会構成団体メンバー及びDWAT チーム員に協力いただく場合がある。	(都道府県と団体が共に担う) 千葉県・千葉県社会福祉協議会
	神奈川県	ハード面について記述します。神奈川県DWAT本部は、神奈川県社会福祉センター(以下「センター」という。)内に設置します。ただし、センターが立地する横浜市神奈川区反町地区が被災し、ライフラインの切断等、センターにDWAT本部を設置することが適当でないと認めるときは、神奈川県庁またはその他の施設での設置を検討することとしています。	(都道府県と団体が共に担う) 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会
	福井県	事務局は福井県社会福祉協議会内を想定。社会福祉センターの被災状況により県庁内とする。	(都道府県と団体が共に担う) 福井県・福井県社会福祉協議会
	大阪府	災害の規模等を踏まえ「本部支援員」として、ネットワーク構成団体及びDWATチーム員に、大阪DWAT本部に協力をいただく場合がある。	(都道府県のみ) 大阪府
アップ 県がバック	愛知県	愛知県で対応する。	(団体のみ) 愛知県社会福祉協議会
バックアップ 他部署が	徳島県	県庁の他、南部県民局、西部県民局等、被災状況に応じて、適切な場所に事務局(本部)を設置し、対応することとしている。	(都道府県) 徳島県
	長崎県	県が事務局を担っており、担当課である福祉保健課は災害対策本部の保健医療福祉調整班の事務局でもあることから、担当班、更には担当課(福祉保健課)でバックアップ体制をとることを想定している。	(都道府県) 長崎県

③ 災害派遣福祉チームの確保・育成 (問 2-1.⑬～⑭)

問 2-1.⑬ 災害派遣福祉チームの人員確保や育成

【人員確保の開始状況】

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 開始している	44	93.6%	40
2. 開始予定	3	6.4%	2
3. 開始していない	0	0.0%	4

【人員確保の方法と登録条件】(複数回答)(⑬-1)(複数回答)

(n=47) (n=40)

	回答	%	確保数	令和2年度 (参考)
1. 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している(※個人を特定していない)	2	4.3%	756	683
2. 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)	41	87.2%	7,771	5902
3. 個人による応募も受け付けている	11	23.4%	130	20
4. その他の人員確保の方法	8	17.0%	-	10

(「4.その他」の内容)

東京都	各種職能団体と職員派遣の協定を締結しているが、チームの登録制はとっておらず、発災時に派遣可能な職員の名簿を提供していただくことになっている。(今後個人を特定した名簿を整備予定。)
鳥取県	県社会福祉協議会の会長による主な社会福祉法人を訪問して研修やチーム員登録の推進を依頼、市町村社協常務理事・事務局長会議での説明、社会福祉施設経営者協会総会等での説明
長崎県	協定締結団体に所属していない施設や事業所も申出書を提出することで登録可能。
熊本県	先遣隊と支援隊でそれぞれ個人を特定して登録しており、先遣隊 181 名、支援隊 401 名の計 582 名登録(重複あり)。

【人材の層や人材像の設定と育成計画】(⑬-2)

(n=47) (n=40)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	8	17.0%	6
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	3	6.4%	3
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	18	38.3%	15
4. 特に人材の層や人材像は設定していない	15	31.9%	15
未回答	3	6.4%	1

【災害福祉支援コーディネーターの配置状況】(⑬-3)

(n=47)

	回答	%
1. 配置している	16	34.0%
2. 配置していない	28	59.6%
未回答	3	6.4%

【設置時期・所属・人数・実施業務】

青森県	設置時期	令和2年3月
	所属・人数	県社協職員1名、大学准教授1名、施設職員3名
	実施業務	大規模災害時に県災害対策本部において、被災地における保健福祉ニーズ等の把握・分析、福祉支援チームの派遣、その他福祉支援に関するを行う
岩手県	設置時期	令和5年3月
	所属・人数	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局に配置するコーディネーター(以下「事務局コーディネーター」という。) 事務局(県社協)1人 ●各圏域に配置するコーディネーター(以下「圏域コーディネーター」という。) チーム員(各法人・施設) 盛岡圏域:2人、中部両磐胆江圏域:1人、宮古圏域:1人/二戸久慈圏域:1人 気仙釜石圏域:1人
	実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ●共通(目的) チーム員同士並びに保健医療関係チーム等との連携体制、継続的な研修機会及び受援体制を構築し、災害福祉支援に係る対応力向上を図り、チームの円滑な活動に資すること ●事務局コーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ① 岩手県災害福祉広域支援推進機構本部(岩手県)との連絡調整、 ② 圏域コーディネーターの統括、調整及び支援、 ③ チームの派遣リストの整備、チーム員養成研修等の企画・運営、 ④ 保健医療関係チーム等との連携及び調整、 ⑤ 社会福祉施設における事業継続計画(BCP)策定支援 ●圏域コーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ① 担当圏域のチーム内の派遣及び連携体制の強化並びに地域の受援体制の強化 ② 先遣調査チームとしての派遣活動 ③ 事務局コーディネーターとの連絡調整 ④ 派遣先でのチーム及び保健医療関係チーム等との調整 <p>※圏域コーディネーターについては、未定の圏域も一部あること。また、段階的、試行的にコーディネーターの取組を進めているところであり、実施業務や役割等については、引き続き検討していくこと。</p>
群馬県	設置時期	令和3年4月
	所属・人数	災害福祉支援専門幹として専門性を有する人材1名を県社協に配置
	実施業務	平時からの保健・医療・福祉・防災との連携の体制づくりにかかる業務を所管
神奈川県	設置時期	令和4年4月
	所属・人数	(福)神奈川県社会福祉協議会、1人
	実施業務	<p>【平時】災害医療コーディネーターや保健医療活動チームとの情報共有及び連携方策の検討</p> <p>【災害時】避難所等における福祉ニーズ等の情報収集、神奈川DWATの迅速な派遣調整等のコーディネート及び保健医療関係者との連携</p>
福井県	設置時期	令和3年度より配置
	所属・人数	福井県社会福祉協議会に所属 1名
	実施業務	<p>【平時】</p> <p>(ア) 災害時の災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート・派遣調整フローの検討</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・派遣リストの整備 (イ)災害医療コーディネーター 等との連携 ・福井県災害医療コーディネーターとの連携 (ウ)保健医療活動チームとの研修の実施 ・研修の実施(DMAT および DHEAT からの講師派遣、DPAT 研修への講師派遣) <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における福祉ニーズ等の情報収集 ・災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート ・災害医療コーディネーター等の保健医療関係者との連携
長野県	設置時期	—
	所属・人数	県社協に1名配置
	実施業務	<p>【平時】</p> <p>福祉チーム員の養成、避難所等運営連携体制整備、防災行政と福祉の連携体制の構築等</p> <p>【災害時】</p> <p>被災市町村の情報収集。場合によっては先遣隊を派遣し現地視察を実施、県の派遣要請に基づき、福祉チーム員の派遣人員の調整、派遣先市町村との福祉チームの活動先の調整、DMAT 等の避難所支援団体との要配慮者情報の共有、支援の調整等</p>
三重県	設置時期	—
	所属・人数	—
	実施業務	<p>【平時】</p> <p>DWAT 登録員の情報等管理、災害福祉支援のための研修、訓練の調整及び実施</p> <p>【災害時】</p> <p>DWAT 登録員の派遣や県外からの支援の受入れ調整など</p>
島根県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 1名
	実施業務	<p>【平時】保健・医療関係者との連携推進、ネットワーク会議の開催、研修の企画・運営、関係機関との連絡調整</p> <p>【災害時】多職種との連携による効果的な支援活動、関係機関等の連絡調整、DWAT チーム派遣調整、被災地での活動調整</p>
岡山県	設置時期	令和3年12月【所属】
	所属・人数	事務局(岡山県社会福祉協議会) 2名
	実施業務	<p>(平時)チーム員の登録管理及び連絡調整システムの整備。チーム員のスキル向上のための研修会の開催。平時における団体・チーム員の取組支援。DWAT 推進会議の開催。行政機関が実施する防災訓練、避難所運営訓練等への参画調整。</p> <p>(災害時)被災規模や災害時要配慮者のニーズ、活動場所に係る情報収集・共有。先遣隊やクール毎のチーム編成及び派遣調整。チーム員の活動が円滑におこなわれるための情報報集・各種調整。</p>
香川県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	外部人材(必要時に活動)1名
	実施業務	<p>【平時】・保健医療活動チームとの合同研修、訓練の企画等 ・社会福祉施設等におけるBCP 策定支援</p> <p>【災害発生時】 ・避難所等における福祉ニーズ等の情報収集 ・災害派遣福祉チームの派遣調整のコーディネート</p>
愛媛県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	愛媛県社会福祉協議会 1名
	実施業務	実施業務:災害時の支援・受援体制の強化、圏域単位での体制構築、関係機関との連携強化
高知県	設置時期	令和2年9月・
	所属・人数	高知県社会福祉協議会 1名・
	実施業務	災害時における災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整のコーディネート等
福岡県	設置時期	令和2年
	所属・人数	福岡県社会福祉協議会 2名

	実施業務	【平時】福岡 DWAT の派遣リストの整備、福岡 DWAT チーム員研修及び社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定支援研修の企画・運営、各地区の社会福祉法人連絡会等との連携強化、保健医療チーム等との連携体制の強化 【災害発生時】福岡 DWAT の迅速な派遣調整、保健医療コーディネーター等の多職種との連携
佐賀県	設置時期	令和4年4月
	所属・人数	佐賀県社会福祉協議会 1名
	実施業務	平時においては、ネットワーク会議や研修の企画・実施・運営等、災害時においては、派遣調整や避難所の福祉ニーズの情報収集等
大分県	設置時期	—
	所属・人数	大分県社会福祉協議会へ1名配置
	実施業務	DWAT、災害福祉支援NW会議等の企画調整
沖縄県	設置時期	県社会福祉協議会担当職員 1名
	所属・人数	
	実施業務	平時:社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定支援 等 災害時:災害派遣福祉チームの派遣調整等のコーディネート 等

【令和4年度の研修や訓練の実施状況】(⑬-4)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である)	43	91.5%	38
2. 今年度は実施していない	0	0.0%	2
3. 未回答	4	8.5%	-

(「導入研修」の実施)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 実施している	29	61.7%	23
2. 実施していない	15	31.9%	15
3. 未回答	3	6.4%	-

【チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方】(⑬-5)

(n=47) (n=40)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等もを行っている	5	10.6%	3
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	15	31.9%	11
3. 特に促してはいない	24	51.1%	25
未回答	3	6.4%	1

【平時におけるチーム員の活動状況】(⑬-6)(複数回答)

(n=47) (n=40)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	17	36.2%	10
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	4	8.5%	2
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	6	12.8%	7
4. その他	13	27.7%	11
1~4 すべてに未回答	3	6.4%	1

【その他】(13)

岩手県	県の総合防災訓練に参画している。また、依頼に応じ、市町村、他機関及び他県の災害派遣福祉チーム員研修における講師等を担っていただいている。
秋田県	災害派遣福祉チーム員として秋田県総合防災訓練に参加している
埼玉県	支援チーム員のスキルアップ研修等実施
富山県	現在、本県の総合防災訓練への参加を検討している
福井県	現状行っていないが、今後実施を検討したい。
長野県	地域での防災研修に講師としてチーム員を派遣している 県危機管理防災課が進めているTKBプロジェクトにて、避難所の食について考える研修会へ講師としてチーム員を派遣している。
滋賀県	県総合防災訓練で事務局運営の訓練を実施した際、チーム員にもご参加いただいた
京都府	他府県、教育機関等からの講義・講演依頼に講師として参加、協力している。
兵庫県	個別に確認していない。
奈良県	奈良県災害派遣福祉チーム活動マニュアル作成部会、広報部会において、中心的メンバーで年5回程度活動している。その他のチーム員は年2回程度のDWAT研修に希望者が参加。
岡山県	県内を5圏域に分類し、それぞれ平時の活動を推進する拠点となる法人を1法人ずつ定め、圏域ごとの活動を推進している。今年度は岡山県と県内一市が共同で実施した総合防災訓練(避難所設置・運営訓練)への参画を調整し、チーム員にも呼びかけを行うことにより参加につながったが、各圏域で自主的に市町村の訓練等への参加・協力は実施されていない。
佐賀県	3.他の専門職との協議や意見交換等については、今年度から実施予定。
長崎県	県主催又は全国社会福祉協議会主催の研修受講

【平時におけるチーム員との関わり】(⑬-7)(複数回答)

(n=47) (n=40)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	16	34.0%	10
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	6	12.8%	8
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等ができるような場を設定している(SNS等)	6	12.8%	3
4. その他	5	10.6%	4
1～4 すべてに未回答	3	6.4%	1

【その他】(5)

青森県	・養成研修やスキルアップ研修、フォローアップ研修の案内を法人本部、施設・事業所、個人へそれぞれメール送信している。 ・医療や保健関係の研修等について、受講を促している。
岩手県	主要なチーム員に関しては、研修や訓練へ参画いただいたり、県及び事務局との意見交換等を行っている。
京都府	圏域により、年に1～2程度の圏域会議を実施。都道府県事務局ではなく、保健所担当者が場所・日程調整等を実施
大阪府	DWAT活動に必要な情報があればチーム員等に対し、メール等で不定期に情報提供を行っている。
岡山県	平時・災害時に、事務局とチーム員、チーム員同志相互に連絡ができるシステムを構築はしているが、まだ活用に至っていない。

問 2-1.⑭ 活動資機材等の確保

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 確保している	44	93.6%	39
2. 確保していない	3	6.4%	7

【確保している資材の内容】

(n=44) (n=39)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. ビブス	44	100.0%	39
2. モバイルパソコン	33	75.0%	21
3. プリンタ	25	56.8%	16
4. 携帯電話	6	13.6%	6
5. 衛星電話	1	2.3%	1
6. トランシーバ	11	25.0%	7
7. デジタルカメラ	22	50.0%	15
8. 車両	3	6.8%	2
9. 自家発電機	6	13.6%	3
10. 感染症物品	24	54.5%	-
11.その他	21	47.7%	10

【「10.その他」の内容】

青森県	シガーソケットケーブル、ガソリン携行缶、LED ランタン、多機能ライト、救急セット、簡易トイレ用テント、簡易組立トイレ、便袋セット、ボックス型コンテナ、ブルーシート、カーインバーター、ポリタンク、保護メガネ、寝袋、毛布等
岩手県	「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」19、20 ページのとおり
秋田県	車両マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク
山形県	車両掲示用マグネットシート、スクリーニング用腕章
福島県	工具セット、道路地図、救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドランプ、カセットコンロ
千葉県	ヘルメット・小型ラジオ
富山県	事務用品は整備。災害用品としては、ヘルメット、防塵眼鏡。
福井県	備品リストを添付します
長野県	体温計、血圧計、ホワイトボード
岐阜県	軍手、懐中電灯、ガソリン缶
京都府	タブレット・キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱
大阪府	ポケットファイハイ
島根県	非常食、寝袋、ヘルメット、バッテリー、モバイルルーター
香川県	ヘルメット、テント、寝袋、毛布、非常用発電地等
高知県	段ボールベッド、テント、非常用バッテリー

福岡県	PC関係機器、事務用品、衛生用品等
佐賀県	腕章(リーダー用)、懐中電灯、事務用品各種、飲料水、食糧(非常食)等
長崎県	災害対応ラジオ、事務用品等
熊本県	懐中電灯、手袋、マスク 令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両(レンタカー)を手配
大分県	文房具セット、延長コード、ライト等
鹿児島県	ポータブル電源

(参考)

岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】 ver.2(平成30年3月版)

P19、P20

岩手県災害派遣福祉チーム資機材一覧 (10チーム分)			
【別表1-1】 ※H24年度購入分			
品名	個数	品名	個数
車庫用マグネットシート (5枚1セット)	10	多機能ライト (ラジオ付)	60
デジカメ (16GBSD)	10	ヘッドランプ	60
メンテナンスキット (工具)	10	リュック	60
腕章 (スクリーニング用)	600	防曇メガネ	60
投光機	10	カッター	60
ガソリン携行缶 (20L)	20	万能はさみ	60
小型発電機 (ガソリンタイプ)	10	スケッチブック	100
小型発電機 (ガスタイプ)	2	ヘルメット	60
ランタン	10	防寒着 (上のみ、名入り)	60
ダンボール (箱型 10枚1セット)	10	ユニフォーム (上下、名入り)	60
ブルーシート	30	ベスト (名入り)	60
カセットコンロ	20	安全長靴	60
ガスマッチ (チャッカマン)	20	内履き	60
テント (四方幕付き)	10	雨具	60
PCタブレット (Ipad)	10	筆記用具セット	60
スコップ等機材セット	10	クリップボード (A3)	60
保冷ボックス	20	寝袋	60
バケツ	30	エアークッション	60
大型救急箱 (50人用)	10	毛布	120
ゴム手袋 (100枚入) M、L	100	トランシーバー	60
ビニール手袋 (100枚入) M、L	100	ポリタンク	60
タオル (30枚入り)	10	ポータブルトイレ	30
ポリ袋 (2種1セット)	10	ポータブルトイレ消耗品 (100回分)	30
保護アルミシート	100	プライバシースクリーン	20
【別表1-2】 ※H25年度購入分			
USBメモリー	10	フラットファイル	100
2穴パンチ	10	乾電池単三	500
ボスカ	10	乾電池単四	500
セロテープ	50	パイプ式ファイル 5cm幅	10
やかん	10	パイプ式ファイル 10cm幅	10
鍋	10	ポリ袋 45リットル 10枚入り	50
ガムテープ (紙)	50	ポリ袋 90リットル 10枚入り	50
ガムテープ (布)	50	エンジンオイル 0W-40 (1L)	12
ガスボンベ	48		

【別表1-3】 ※H26~29年度購入分			
品名	数量	備考	単価
血圧計	10	使い捨てマスク (箱)	100
iPad用防水ケース	10	電工ドラム 30m4口	10
延長コード 10m6口	30	メッシュタイプビブス (黄色)	60
トランシーバー用イヤホンマイク	60		

※ 保管場所はふれあいランド岩手2階機械室及び第2駐車場横専用倉庫 (iPad・ケースは県社協事務所内)
※ 内容はH30.3月時点のもの

【別表2】 初動時に手配する資機材等の例			
物品等	数量	手配担当	
現金	概ね5万円	事務局	県
チーム用名刺、緊急通行車両証	チーム(員)数+事務局	事務局	県
優先給油所・給油証 (携行缶用ガソリン等)		事務局	県 (事務局)
公用携帯電話 (可能であれば衛星電話)	チーム数×2+事務局	事務局	県 (県)
モバイル機器 (iPad等)	チーム数	事務局	県 (県)
ノートPC、PC用プリンター	チーム数	事務局	事務局・チーム員
事務用品 (A4用紙、複写紙、ホチキス、電卓等)	必要数	事務局	事務局・チーム員
飲料水・生活用水、食糧、トイレトイレットペーパー	必要量	事務局	チーム員
冬	反射式ストーブ、灯油	事務局	事務局
夏	扇風機	事務局	事務局

【別表3】 状況に応じて手配する資機材等の例

- 派遣チームと事務局等が調整のうえ手配する。
- 自己完結型活動を基本とするが、市町村の備蓄、支援物資等で調達できるものについては、現地災害対策本部(又は避難所代表者)と連絡を取り、必要な物資を提供してもらう。
- 避難所の運営のため必要であれば、購入して対応することができる場合があるので、現地災害対策本部と相談する。
- 現地での調達が困難で、広域的な調整を要する場合は、事務局が関連業者・団体等へ調整を図る。

物品等	手配先
衛生用品 (オムツ・生理用品等)	協力施設・業者等
ベッド・寝具	協力施設・業者等
トイレ・入浴、歩行等補助具	業者等
ストーマ器具	日本オストミー協会岩手支部・業者等
吸引器・ネブライザー等医療機器	現地救護班・医療チーム、業者等

【災害救助法による救助費の対象経費の例】
避難所設置のためのカーペット、パーテーション、仮設スロープ、仮設トイレ(洋式)等

④ 発災時における災害派遣福祉チームの活動（問 2-1.⑮）

問 2-1.⑮ 発災時の都道府県・事務局（本部）・災害派遣福祉チームの具体的な動きの検討状況
【発災時の本部体制や立ち上げ手順】(⑮-1)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	20	42.6%	9
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決ま っていない	21	44.7%	28
3. 検討中である	6	12.8%	9

【立ち上げ手順等の記載先】(⑮-1)(20)

青森県	青森県災害対策本部運営マニュアル(健康福祉部編)
秋田県	秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
栃木県	栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル
岐阜県	岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
静岡県	静岡県災害派遣福祉チームマニュアル
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	DWAT 活動マニュアル
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済み。 府地域防災計画の元、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置され、(支援チームを もつ)各所管課が本部となり相互に情報共有及び連携しDWAT派遣の可否等を判断する。
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
奈良県	「奈良県災害派遣福祉チームマニュアル」を作成し整理。
鳥取県	鳥取県災害派遣福祉チーム マニュアル
島根県	県の動きについては、島根県保健医療調整本部運営要領など(保健医療調整本部運営要領)。 災害福祉支援ネットワーク本部及び災害派遣福祉チームについては、活動マニュアル及び運営 要領
広島県	広島県保健医療福祉調整本部設置要綱、広島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
愛媛県	活動マニュアル
高知県	高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
福岡県	DWAT 活動マニュアル(作成中)
佐賀県	佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀 DCAT)運用マニュアル【発災から出動までの流れ】
長崎県	保健医療福祉調整班設置要領
大分県	大分県災害派遣福祉チーム(大分DWAT)活動マニュアル
宮崎県	活動マニュアルや設置要領等。

【発災時における災害時の福祉支援体制参加団体の役割や協力内容等】(⑮-2)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している	22	46.8%	14
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない	18	38.3%	19
3. 検討中である	7	14.9%	13

【具体的に決めて合意している場合の内容】(22)

青森県	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要綱により、協議会構成団体は、青森DCATのチーム員派遣に係る会員等の調整に関する事、その他、青森DCATのチーム員派遣に関して必要な事項に関する事を行うとしている。
岩手県	上⑫(1)の後段に同じ
秋田県	当該団体におけるチーム員の派遣の調整に関する事。その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。
山形県	当該団体の傘下にある法人・施設におけるチーム員派遣の調整
茨城県	【実施内容】災害派遣福祉チーム編成に向けた、登録員への派遣可否の確認
栃木県	チーム員派遣の促進
群馬県	施設間相互応援に当たっての、連絡調整等
千葉県	チーム員派遣可否の回答等
福井県	事務局は各団体に福井DWATのチーム員の派遣を要請するとともに、チーム員やチーム員の所属に対し派遣の可否を確認する。 派遣可否の報告に基づき、事務局は福井DWATを編成し、避難所等に派遣するとともに、編成および派遣の結果を報告する。なお、県外の被災地にチームを派遣する場合は原則としてチーム員の宿泊場所および移動手段を事務局が確保する。
山梨県	DWAT派遣のための職員等の派遣調整等
長野県	行政の派遣依頼に基づき、事務局から各団体に派遣要請を実施し、チーム員を派遣している。
岐阜県	団体加盟施設との派遣隊員調整、県社協への報告 (職能団体は会員と調整)
静岡県	支援活動のための要員派遣
愛知県	チーム員の派遣、派遣調整等「愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領」で定めている。
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済
大阪府	ネットワーク会議への出席、被災地の情報収集、DWATへの後方支援など
広島県	社会福祉施設等の相互応援協定である「災害時における安心を共に支え合う協定」を締結しており、施設の被災状況等の情報収集・情報発信や、救援物資などの相互支援を行うこととしている。
徳島県	協定に基づくチーム員の派遣。
高知県	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結しており、 団体に所属するチーム員へ派遣の要請があった場合は、派遣調整に協力することを定めている
福岡県	・会員施設、会員との連絡調整 ・チーム員の推薦
大分県	協定締結法人によるチーム員の派遣
宮崎県	人員派遣等

【災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための情報収集方法等】(15-3)

(n=47) (n=46)

()	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている	12	25.5%	9
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	24	51.1%	21
3. 検討中である	11	23.4%	15
未回答			1

【具体的に決めている場合の記載先】(12)

岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】
宮城県	宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領、宮城県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
福井県	福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
静岡県	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	DWAT 活動マニュアル
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
鳥取県	鳥取県DWAT活動マニュアル
島根県	島根県保健医療調整本部運営要領など
徳島県	徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書において、県が設置する災害時コーディネーターが情報収集を行い、派遣の有無を決める。
長崎県	保健医療福祉調整班設置要領

【災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法】(15-4)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている	15	31.9%	10
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	26	55.3%	25
3. 検討中である	6	12.8%	11

【具体的に決めている場合の記載先】(15)

青森県	青森県災害対策本部運営マニュアル(健康福祉部編)
岩手県	「岩手県災害派遣福祉チーム派遣要件について」(内規)及び「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」
山形県	山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領
栃木県	栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル
群馬県	協定
福井県	福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
静岡県	静岡県災害派遣福祉活動チーム活動マニュアル
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	DWAT 活動マニュアル
京都府	センター運営規程をもとに、これまでの派遣を通して整理済。※別添資料を参照
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
岡山県	岡山県災害派遣福祉チーム設置運営要領
愛媛県	活動マニュアル
福岡県	福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領
佐賀県	・佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀 DCAT)活動マニュアル ・佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀 DCAT)運用マニュアル【発災から出動までの流れ】

【発災時のチームの組成方法】(15-5)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている	27	57.4%	19
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	18	38.3%	21
3. 検討中である	2	4.3%	6

【具体的に決めている場合の記載先】(27)

青森県	災害福祉支援チーム活動マニュアル(総論編・活動編)
岩手県	岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】
秋田県	秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル

山形県	山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領、山形県災害派遣福祉チームマニュアル(※現時点では案の段階)
茨城県	いばらき DWAT 活動マニュアル
群馬県	協定
神奈川県	神奈川DWAT活動マニュアル
福井県	福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
山梨県	山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領
岐阜県	岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱
静岡県	静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
愛知県	「愛知県災害派遣福祉チーム(愛知 DCAT)活動マニュアル」で整理してある。
三重県	DWAT 活動マニュアル
京都府	これまでの派遣を通して内部で整理済
大阪府	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
奈良県	「奈良県災害派遣福祉チームマニュアル」を作成し整理。
鳥取県	鳥取県災害派遣福祉チーム マニュアル
岡山県	岡山県災害派遣福祉チーム設置運営要領
広島県	広島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
徳島県	徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書
愛媛県	活動マニュアル
高知県	高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
福岡県	DWAT 活動マニュアル(作成中)
佐賀県	・佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀 DCAT)活動マニュアル ・佐賀県災害派遣福祉チーム(佐賀 DCAT)運用マニュアル【発災から出動までの流れ】
長崎県	チーム編成要領
大分県	大分県災害派遣福祉チーム(大分DWAT)活動マニュアル
沖縄県	沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領

⑤ 災害時における福祉と保健・医療との連携（問 2-1.⑯）

問 2-1.⑯ 災害時における福祉と保健・医療の連携状況

【「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係】(⑯-1)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 既に大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている	13	27.7%	9
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	8	17.0%	1
3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	11	23.4%	13
4. 検討中である	14	29.8%	18
5. 想定していない	1	2.1%	5

【大規模災害時の保健医療に係る体制に位置付けられている場合の名称・内容等】(13)

北海道	北海道保健医療福祉調整本部(設置要綱は別添のとおり)
青森県	青森県保健医療調整本部の中に DCAT 調整本部が位置付けられている。
岩手県	岩手県災害対策本部 保健福祉部 県の地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部内に設置される「保健福祉部」が、保健・医療・福祉関連の各種支援及び調整の役割を担っている。
宮城県	宮城県保健医療調整本部設置要綱
栃木県	保健医療調整本部
群馬県	群馬県災害時保健医療福祉活動指針
京都府	京都府地域防災計画(https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/keikaku.html)
島根県	島根県保健医療福祉調整本部(予定)
広島県	広島県保健医療福祉調整本部
徳島県	徳島県災害対策本部運営規程
香川県	保健医療福祉活動本部
佐賀県	佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領
長崎県	長崎県災害対策本部福祉保健部 保健医療福祉調整班

【災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動】(16-2)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている	14	29.8%	10
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である	30	63.8%	32
3. 連携した活動は特に想定していない	3	6.4%	3
未回答			1

【連携して活動することが共有されている場合の連携方法、情報共有策等】(16-2(1))

(n=14) (n=10)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している	1	7.1%	1
2. 概要は決まっている	7	50.0%	5
3. 今後の検討である	6	42.9%	4

【保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動の協議を進める際の課題】(16-2(2))

(連携して活動することを協議中・協議予定の団体)

秋田県	災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。
山形県	どのような団体と連携していくのか、また、どのような連携が考えられるのかが未整理。
茨城県	部災害対策マニュアルにおける保健医療福祉本部としての位置付けの検討が必要。
埼玉県	令和4年7月22日の厚生労働省からの通知を受けて、保健医療チームとの連携について協議中である。
神奈川県	保健医療部局と福祉部局が異なること。
富山県	連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。
石川県	現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。
山梨県	DWAT組成前のため協議する段階に至っていない。
長野県	医療保健福祉連携会議の早急な開催を実現していく。
三重県	DWATに対する医療職の認知度向上
大阪府	医療・保健と福祉の連携について(情報収集、チーム派遣、派遣先での連携など)
奈良県	災害時における連携が取りやすいよう、DWATの活動内容等について、保健医療救護班に対し、いかに認知度を高めるかが課題。
鳥取県	医療関係者を始め、関連する団体の関係者に、災害派遣福祉チームが知られていないこと。
島根県	具体的な連携方法や活動時の情報共有
山口県	現時点で課題の検討にまで至っていない。
佐賀県	他の保健・医療チームに対する災害派遣福祉チームの認知向上(なにができ、どのような活動を行うのか)
大分県	保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。
鹿児島県	災害派遣福祉チームの活動手順が定まっていなければ、保健・医療チームとの連携協議に至ることもできないので、まずは自チームの活動マニュアルのような者を作成することが喫緊の課題であると考えている。
沖縄県	実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われ、防災部局等の協力も必要。

※課題について未記載のない場合は掲載していない。

なお、「1.連携して活動することが担当部署とも共有されている」、「連携した活動は特に想定していない」に回答した団体で、課題について記載した団体はない。

【保健・医療と連携した活動は特に想定していない団体の理由】(3)

福島県	保健・医療チームと、災害派遣福祉チームが、具体的にどのように連携しながら活動するのかについて、事例等を持ち合わせておらず、検討が困難である。
新潟県	当該活動について、該当チームとの検討が未了のため。
兵庫県	DWAT を立ち上げてから日が浅く、保健・医療チームとの連携の検討まで至っていない。

【平時における活動】(16-3)

(回答)

(n=47)

	実施している	実施予定である	現時点で実施予定はない	未回答
1. 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う	10 (21.3%)	9 (19.1%)	26 (55.3%)	2 (4.3%)
2. 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う	7 (14.9%)	5 (10.6%)	33 (70.2%)	2 (4.3%)
3. 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する	10 (21.3%)	5 (10.6%)	30 (63.8%)	2 (4.3%)
4. 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する	18 (38.3%)	4 (8.5%)	23 (48.9%)	2 (4.3%)
5. 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う	10 (21.3%)	12 (25.5%)	24 (51.1%)	1 (2.1%)
6. その他	1 (2.1%)	2 (4.3%)	5 (10.6%)	39 (83.0%)

【「6.その他」の内容】

茨城県	医療関係団体がネットワーク構成団体として参画しているため、研修や訓練において DMAT との関わりを調整してもらうことを想定している
群馬県	DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT の4D 会議、4D 事務局会議等を計画しながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、延期となっている。
京都府	上記活動は定期的には実施している訳ではないが、研修内容として、「保健師活動の紹介」等を実施しているほか、他専門職チーム研修にて DWAT 活動の紹介、DWAT 研修における他チームの見学の受入等の活動を実施している。

【災害時に保健・医療と連携して活動するための工夫や取組】(16-4)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. ある	10	21.3%	12
2. 特になし	37	78.7%	34

【ある場合の内容】

茨城県	保健師の業務研修会に参加し、DWATの概要や活動内容を説明するなど、普及啓発を実施。
群馬県	共同訓練の実施、情報交換会の実施等
千葉県	DWAT の活動内容を紹介する保健師向けの動画を作成し、関係課へ周知を依頼した。 今後の連携に向けて、今年度、DWAT 事務局担当者がDMAT の研修に見学参加した。
福井県	県庁各担当者間の情報共有
三重県	DWAT について、県の保健師の集まりの場で説明 DWAT 資質向上研修の時に保健・医療チームの活動について県の保健師より説明を受ける
京都府	京都府総合防災訓練での合同訓練、互いの研修への講師派遣や見学の受入
岡山県	研修会の開催において、保健関係者にも参加を呼び掛けている。
愛媛県	福祉職のみではなく、保健・医療の専門職とも合同でチームを構成している。
高知県	DWAT のスキルアップ研修において、保健師の活動を説明
長崎県	令和4年度に保健医療福祉調整班訓練 模擬調整会議に参加。 参加チーム:DMAT、JDAT、JMAT、日本赤十字社救護班、歯科医師チーム、災害時小児周産期リエゾン、薬剤師チーム、災害薬事コーディネーター薬剤師チーム、DPAT、県看護協会災害支援ナース、JRAT、JDA-DAT、DHEAT、医療系活動チームリーダー、副リーダー、各チームリエゾン

⑥ 地域防災計画における災害時の福祉支援の位置づけ (問 2-1.17)

問 2-1.17 地域防災計画への位置づけ

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 位置付けられている	40	85.1%	28
2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	4	8.5%	12
3. 未定	2	4.3%	4
4. その他	1	2.1%	2

【その他】(1)

高知県	地域防災計画にDWATの役割を定めているが、体制は定めていない
-----	---------------------------------

⑦ 管内市町村及び住民に対する災害時の福祉支援体制の周知等（問 2-1.⑱～⑲）

問 2-1.⑱ 管内市町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況

北海道	各市町村に周知文書を送付
青森県	市町村健康福祉主管課長会議での説明
岩手県	・災害救助法等事務担当者研修会での説明の実施 ・紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載 (https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html) ・県政広報を活用し、県民等に広報 ・防災訓練への参加を通じて周知
宮城県	市町村職員を対象とした会議を開催し、DWAT の周知及び市区町村地域防災計画への反映を促している。
秋田県	秋田県総合防災訓練にて、災害派遣福祉チームの活動について説明している。
山形県	県が進めている災害派遣福祉チームの整備について市町村の福祉担当課及び防災担当課へ情報提供する等、災害時の福祉支援体制の周知を図っている。
福島県	災害発生時において、災害派遣福祉チーム派遣要望について、必要に応じて被災市町村に確認を行う。
茨城県	災害救助法担当者会議での説明、防災訓練への参加の働きかけ。
栃木県	災害福祉支援体制構築フォーラム等の開催、市町向け民生主管課長会議での説明、県総合防災訓練の開催地自治体への参加支援
群馬県	・危機管理課とともに、市町村に対して福祉避難所の指定や要援護者名簿の作成の働きかけ ・市町村の防災担当部局や福祉担当部局の担当者会議等で説明
埼玉県	障害者福祉推進課の実施する福祉避難所に係る市町村担当者会議での説明
千葉県	各市町村防災部署等に対し、個別にDWAT活動についての説明を順次行っている。 市町村・消防本部(局)防災担当課長会議における動画配信や市町村地域福祉担当課長・市町村社会福祉協議会事務局長合同会議における ZOOM 講義を行い、チームに関する周知を図っている。
東京都	区市町村の要配慮者対策関連部署の職員向け研修会において、当該ネットワークの取組みや訓練の実施状況を報告している。ネットワークの推進委員会にも区市から委員推薦をいただいております。委員には訓練にも参加してもらっている。
神奈川県	市町村への周知について検討中。
新潟県	避難所運営業務研修での周知、総合防災訓練での広報
富山県	現状では、市町村への働きかけは行っていないが、福祉チーム員の活動展開上、重要となるため今後検討していきたい。
石川県	石川県災害福祉支援ネットワーク会議の構成団体として参加してもらっている。
福井県	管内市町が、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体として参加している
山梨県	DWAT 組成前のため災害時の福祉支援体制について福祉関係団体と派遣協力について協定を締結した旨を連絡している。
長野県	行政福祉部署への周知
岐阜県	・各種会議や市町村の個別ヒアリング等による周知・啓発 ・市町村における福祉避難所開設運営訓練と岐阜DWAT 実地訓練の合同実施の呼びかけ
静岡県	自治会や市町行政への出前講座実施、各地の防災訓練への参加
愛知県	会議等で説明
三重県	県の総合防災訓練で DWAT 派遣を想定した実地訓練を実施した。その時に DWAT の存在を知っていたが、今後の体制整備に向けての一步とした。
滋賀県	災害時要配慮者支援にかかる市町担当者会議での説明、圏域で開催されている要配慮者支援の意見交換会へ出席
京都府	市区町村地域防災計画への反映、市町村担当課長会議での説明

大阪府	・災害福祉支援ネットワーク会議へのオブザーバーとしての参加要請 ・市町村の防災訓練への参加
兵庫県	検討中
奈良県	DWAT 発足時において、各市町村に向けて、災害発生時に必要に応じて県に DWAT の派遣依頼をするよう周知した。
和歌山県	本年度においては、避難所の運営経験のある市町村や、福祉支援を想定したプログラムで防災訓練を実施した経験のある市町村に対し、災害時の福祉支援ニーズ等に係る意見交換を実施。令和 5 年度以降、災害救助法担当者会議等の機会を利用し、本格的に市町村への周知を図っていく予定。
鳥取県	市町村防災計画への反映を危機管理担当(危機管理局危機管理政策課)より呼びかけている。町村の合同避難訓練等に災害派遣福祉チームの参加を依頼している。
島根県	市区町村地域防災計画への反映
岡山県	各市町村防災部局で構成された岡山県災害時相互応援連絡協議会に参加し、DWAT について周知を行った。
広島県	災害救助法担当者会議、危機管理担当者会議での説明の実施
山口県	今後、チームの組成が完了した時点で、災害救助法担当者会議等の機会を通じ市町へ説明・周知を実施予定。
徳島県	災害救助事務担当者会議を毎年実施しており、説明をしている。災害派遣福祉チームの研修についても市町村職員が参加している。
香川県	市町地域防災計画への反映
愛媛県	市町の防災訓練に参加し、共同で訓練を行うほか、市町職員・住民向けにチーム員が講演を行っている。
高知県	災害救助法担当者会議での説明実施
福岡県	市町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市町村防災訓練への参画
佐賀県	・市町地域防災計画への反映 ・災害派遣福祉チームの研修会への参加案内
長崎県	長崎県災害派遣福祉チームの基礎的研修会に市町担当者(福祉部局、防災部局等)の参加を呼びかけ周知・啓発を実施予定
熊本県	災害救助法担当者会議での説明の実施
大分県	災害福祉支援NW会議にて周知
宮崎県	市町村(福祉担当部局)職員への説明の実施
鹿児島県	県で実施する災害派遣福祉チーム員を対象にした研修については、市町村職員へも開催案内を行い、チーム活動の概要や、県の考えるチーム員派遣までの大まかなスキームを周知する機会としている。
沖縄県	年度当初に管内市町村へ「沖縄県災害時福祉支援体制の整備について」説明会を実施している。

問 2-1.⑭ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等の取組状況

北海道	北海道庁広報ツイッターに掲載
岩手県	・紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載。 (https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html) ・県政広報を活用し、県民等に広報。 ・防災訓練への参加を通じて周知。
山形県	災害派遣福祉チーム員養成研修の様子を、新聞記事で取り上げてもらっている。
栃木県	周知啓発パンフレットの作成
群馬県	住民向けのリーフレットを作成
千葉県	九都県市合同防災訓練におけるチラシ配布等の啓発活動の実施
新潟県	総合防災訓練での広報、HP の作成
富山県	具体的な市町村、地域住民への働きかけをどのように展開していくか、協議会での検討が必要と考える。
石川県	パンフレット作成
福井県	・各地元メディアにおける情報発信 ・防災訓練における住民への周知
山梨県	DWAT組成前のため災害時の福祉支援体制に対する住民への啓発や周知等を行う段階に至っていない。
長野県	地域の防災講座等の講師依頼があった際はふくしチーム(DWAT)の活動を紹介したり、各種防災イベント等でパンフレットを配布したり、ビブスを着用して周知を図っている。 年 1 回セミナーを開催し、関係機関へ広く周知を行っている
静岡県	出前講座チラシ、啓発パネルの貸し出し 静岡県社会福祉協議会 URL⇒ http://shizuoka-wel.jp/accident/network/
愛知県	研修で説明
三重県	各協会等での集まりの際に周知(出前講座の実施)
京都府	パンフレット作成、防災イベントへの参加、住民参加型の防災訓練実施
大阪府	・DWAT のパンフレットを作成しホームページに掲載
兵庫県	兵庫県社会福祉協議会主催の地域公益活動推進セミナーにおいて周知している。
鳥取県	ちらし、ポスターを作成
島根県	DWAT 紹介パンフレットの作成
岡山県	DWAT のパンフレット(http://www.fukushikayama.or.jp/files/7416/1838/7300/DWAT.pdf)を作成、配布している。
広島県	令和4年度末に、広島DWATの広報用リーフレットを作成予定。今後、市町や関係団体等を通じて、普及啓発活動を実施する。
香川県	パンフレットの作成、ホームページへの掲載(https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/disastersupport/dwat.html)
愛媛県	県 HP への掲載 市町防災訓練へ参加し、市町職員・住民向けにチーム員が講演を行っている。
福岡県	市町村防災訓練実施時にチラシを配布
佐賀県	・佐賀災害派遣福祉チーム発足時(R2.7)に、テレビ、ラジオや県民だよりにて広報を実施。
長崎県	住民等への周知は今後検討
宮崎県	防災訓練等において住民向けのパネルの設置やチラシの配布を行っている。
沖縄県	沖縄県災害派遣福祉チーム(DWATおきなわ)広報チラシ

※回答のあった団体のみ掲載

(3) 他都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況

① 【受援】管内で災害が起きた場合の災害派遣福祉チームの受け入れ (問3)

問3. 管内で災害が発生した場合の他県の災害派遣福祉チーム受入の可能性 (受援)

(n=47) (n=47)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 想定している	43	91.5%	44
2. 想定していない	4	8.5%	3

② 【受援】受援を想定している場合の連携方法・活動時の情報共有策 (問3.①)

問3.① 受援を想定している場合の連携方法・活動時の情報共有策

(n=43) (n=44)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 検討済である	3	7.0%	1
2. 検討中である	17	39.5%	16
3. 未検討である	23	53.5%	27

問3.② 受援を想定した場合の課題 (検討済・検討中の団体のみ)

(連携方法・活動時の情報共有策を検討済) (3)

青森県	各都道府県で活動マニュアルが違うため、意思統一を図ってチームとして活動していけるか。
京都府	【事務局】 必要な情報の収集と要請の判断。人材不足(専任職員がおらず、災害ボランティアセンターの所管もしているため、他チームの受入まで対応が出来るか。) 【チーム員】 受援経験がない。
高知県	・他県チームへの要請手順 ・他県チームの後方支援体制

(連携方法・活動時の情報共有策は検討中) (13)

岩手県	発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えており、令和4年度に設置された災害福祉支援ネットワーク中央センターには、発災時のDWAT派遣に関する支援・調整事務に期待をしている。
埼玉県	役割分担、受け入れ環境の整備等
東京都	国ガイドラインでは災害派遣福祉チームは一般避難所へ派遣されることが想定されているが、都では前述のとおり福祉避難所、社会福祉施設も派遣先として想定している。広域で応援派遣職員が来た際、都の仕組みとすり合わせつつその調整をどのように行いかをあらかじめ整理しておく必要がある。
長野県	平成30年西日本豪雨災害での応援派遣時、応援DWATに対し、受援県のチーム員をアテンドとして帯同する仕組みが基本となっている。大規模災害の際、全ての応援チームにチーム員を帯同させることは不可能。DMATのように応援派遣チーム単独でも支援活動ができるような体制づくりが必要。
静岡県	県災害対策本部(危機管理部)や健康福祉部内での受援に関する検討や、事務局との連携について検討が進んでいない
三重県	他県からの支援を受け入れる際の調整本部員の訓練が十分にできていない
和歌山県	他府県からの応援の受け入れは、災害対策本部の体制のもと、県が主体となって調整する想定であるが、調整業務のため一定の人員を新たに割り当てる必要があり、災害対策本部に係る業務の一部見

	直しが必要と考えている。
島根県	自県のDWAT チームとの関係性について未整理
徳島県	他県DWAT の受入れ体制の整備
香川県	自県本部と派遣チーム、派遣元の連絡・指揮系統等
愛媛県	費用負担をどうするか。
宮崎県	費用負担や受け入れ体制など
鹿児島県	都道府県間での役割分担や費用負担の手続き等に係るルールが明確できていない。

※回答のあった団体のみ掲載

(連携方法・活動時の情報共有策は未検討) (21)

山形県	受援の手順、受援後の災害対策本部等との連携内容や方法が検討・整備されていない。
福島県	他県の災害派遣福祉チームとの役割分担や費用分担等について、予め決めておくことが必要と思われるが、具体的にどう決めるのかが課題である。
栃木県	・役割分担(地域の行政や専門職、住民とのつながりが不明瞭の中で、他県のチームに全てを任せるのは困難) ・受援体制の整備(円滑な受援のためには、被災自治体が災害派遣福祉チームの役割等について理解していることが重要)
群馬県	DMAT 等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある
千葉県	受援に関する手順を定める必要がある。
神奈川県	受入調整は、どこの部署が担うのか決まっていないこと。
富山県	具体的に被災した地域の一般避難所のどこへ派遣するかなどその対象となる避難所数、範囲にもよるので、県外からの応援派遣シミュレーションが必要と考える。
石川県	受入態勢の構築
山梨県	災害時の受援を想定しているが未検討の段階である。
岐阜県	・全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。 ・被災時、被災県が自ら他県チームの受入をコーディネートすることは困難であると考えられるため、災害福祉支援ネットワーク 中央センター等による派遣調整体制が必要と考える。
滋賀県	受援を行う際のコーディネーターの配置
大阪府	実際に支援活動を行っていただく、府内市町村の受援計画の策定促進のため、府作成の受援計画策定手引書及びひな型を活用した策定支援研修会の実施や、未策定市町村の訪問を通じて、策定に向けて取り組んでいただくよう働きかけを継続している所だが、市町村の他計画策定の優先順位やマンパワー不足、策定ノウハウの浸透に時間を要しているところ。
兵庫県	・被災状況を正確に把握し、適切なチーム数を受入できるか ・関連部署と密に連携を取り対応できるか
奈良県	他府県との連絡・調整の方法、派遣された災害派遣福祉チームの活動場所の決定方法及び活動時の当該チームとの連携・調整・情報共有の方法等
鳥取県	受援体制(受け入れ先候補を選定するための被災地の支援の必要性の把握、支援隊と受け入れ市町村(避難所)との調整など)
岡山県	他県DWAT に派遣要請を行う手続き・連絡網の整理
広島県	どのようにして受け入れるのか、手順や検討方法が決まっていない。
山口県	県内の保健・医療・福祉チームや市町、避難所運営者と円滑に連携できるよう、平時より受援の可能性等について関係者へ周知を図るとともに、受け入れたチームを県内の避難所等へ派遣するにあたっての意思決定や連絡調整等のあり方についての検討等が必要。

福岡県	被災地や応援都道府県との調整
長崎県	・派遣先自治体との連絡調整
沖縄県	離島県であるため、他県からの移動に時間を要する。

※回答のあった団体のみ掲載

③ 【受援】受援を想定していない理由（問 3.③）

問 3.② 想定していない理由（受援を想定していない団体のみ）

北海道	都道府県において独自の研修等を実施している状況であり、受援側の意図する活動内容とならないことや統一した活動内容とならないこと等が想定される。 それに伴い混乱が生じ、被災市町村等の負担となる可能性があるため。
秋田県	派遣要請先などが定められていない。
新潟県	現時点では検討未了のため。
愛知県	愛知県 DCAT で対応するため。 なお、現時点では他県の災害派遣福祉チームの受入れまで、想定していないが、災害の状況によっては、受入を検討する可能性はある。

④ 【応援】他県等で災害が起きた場合の災害派遣福祉チームの派遣（問4）

問4. 他県で災害が発生した場合の災害派遣福祉チーム派遣の可能性（応援）

(n=47) (n=47)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 想定している	44	93.6%	41
2. 想定していない	3	6.4%	6

⑤ 派遣を想定している場合の手順等（問4.①）

問4.① 派遣を想定している場合の手順等

(n=44) (n=41)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 検討済である	13	29.5%	15
2. 検討中である	18	40.9%	13
3. 未検討である	13	29.5%	13

問4.② 派遣を想定している場合の課題（想定している団体のみ）

（手順等を検討済）(12)

青森県	人員の確保
群馬県	DMAT 等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある
神奈川県	派遣先の活動環境に関する諸々の情報をいかに収集するかが課題。
岐阜県	・全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。
静岡県	派遣先事務局との調整方法が不明確
愛知県	派遣実績がないため実際の動きが不明
三重県	派遣経験がこれまでにないため、DWAT として実際にうまく動けるのかが不安であること、訓練も十分にできていないこと
京都府	・派遣チーム員の確保。(コロナ禍の影響により、研修の参加も困難なチーム員がいる中、派遣出来るか) ・被災先の情報収集と派遣判断。(被災地の被害状況等やチームの組織状況等)
大阪府	DWAT 派遣を協議するための、被災地の被害状況等がどれだけ入手できるか。
奈良県	派遣のための装備品や移動手段などの検討、他府県との連絡・調整の方法、派遣した災害派遣福祉チームとの連絡・調整・情報共有の方法等
長崎県	・他の自治体も派遣する可能性があり、その調整を具体的にどのように行うか ・派遣先の被災状況の把握、情報共有 ・移動手段(移動が可能なのか)、宿泊先が確保できるか
熊本県	災害救助法の適用や被災都道府県からの要請など確認要件が多い。

※回答のあった団体のみ掲載

(手順等を検討中)(16)

岩手県	発災直後に被災自治体において福祉・介護等の支援ニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えており、令和4年度に設置された災害福祉支援ネットワーク中央センターには、発災時のDWAT派遣に関する支援・調整事務に期待をしている。
茨城県	先遣隊のチーム員や活動現場でのコーディネーターの養成が必要
埼玉県	派遣先での役割分担、安全面での配慮等
石川県	派遣先との調整
福井県	派遣希望の有無の確認や状況把握等の実施手法等
長野県	福祉事業所は現在人手不足でぎりぎりの状況で経営しており、所属長から長期間(5日～7日程度)の派遣に許可が下りない可能性が高く、派遣チームを編成することが難しい。また、コロナ等で県外派遣に難色を示す事業所も多いと思われる。
滋賀県	実際こどのような手順で派遣依頼があるのか、また、どのくらいの期間で派遣決定の判断を行わないといけないかなどの詳細のイメージができていない。
兵庫県	・派遣人員を確保できるか ・災害時に派遣までの流れをスムーズに行えるか ・派遣に伴う費用について(資金前渡の必要性、県費負担の可能性等)
和歌山県	広域応援の意義は認識しているものの、DWAT構築の当初から全国派遣を前提とするのはハードルが高いと思われ、当面の派遣先としては、「県内+近隣府県」という形を考えている。
島根県	協力機関との派遣調整
徳島県	他県派遣の手順や、チーム員数も少なく、長期的な支援が難しいので、各都道府県と調整しながら支援する体制が必要。
香川県	実働経験がないこと。
高知県	・派遣手順が不明瞭なので、全国的に統一した派遣スキームが必要 ・活動実績がないため、実践的な訓練の実施が必要
宮崎県	費用負担やチーム編成、体制等
鹿児島県	都道府県間での役割分担や費用負担の手続き等に係るルールが明確にできていない。
沖縄県	DWATおきなわとしての活動実績がない。

※回答のあった団体のみ掲載

(手順等を検討済)(8)

山形県	県内派遣であっても各施設から派遣できる人員・日数が限られている中、県外派遣の場合、現地への移動に時間を要することも考えられ、1クール当たりのチーム実働日数がさらに制限されることが想定される。また、現地の状況について、事前に十分な情報収集及びチーム員への情報提供ができるのが不明瞭。
福島県	他県の災害派遣福祉チームとの役割分担や費用分担等について、予め決めておくことが必要と思われるが、具体的にどう決めるのかが課題である。
栃木県	・役割分担(地域の行政や専門職、住民とのつながりがない中で、他県のチームに全てを任せるのは困難) ・受援体制の整備(円滑な受援のためには、被災自治体が災害派遣福祉チームの役割等について理解していることが重要)
富山県	現状、派遣実績のある県への依頼があると考え。派遣経験のない県まで協力要請があるか。近隣県では考えられる。
山梨県	他県への応援派遣を想定しているが、未検討の段階である。
鳥取県	検討していない。
広島県	どのようにして派遣するのか、手順や検討方法が決まっていない。
福岡県	他県派遣に対応可能な人員の確保

※回答のあった団体のみ掲載

⑥ 【応援】派遣を想定していない理由（問 4.③）

問 4.② 想定していない理由（派遣を想定していない団体のみ）

北海道	チームが発足してから日が浅いため
新潟県	現時点では検討未了のため。
山口県	現時点では本県の災害派遣福祉チームが未組成であり、ネットワーク構成団体と組成に向けた協議等を実施中であるため。 組成完了後は、将来的には他都道府県への派遣も想定しているが、必要なチーム員の募集や研修・訓練等、手順等の検討に一定の時間を要するものとする。

⑦ 広域派遣に向けた検討や準備等（問5）

問5 広域派遣の可能性を想定した検討や準備（複数回答）

(n=47) (n=47)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 他県の研修や訓練等の視察	9	19.1%	9
2. 他県との研修や訓練等の共同実施	4	8.5%	0
3. 他県との情報交換会・意見交換会の実施	7	14.9%	7
4. 他県との連携に向けた会議の開催	3	6.4%	5
5. 応援・受援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討	0	0.0%	0
6. その他	6	12.8%	9

【その他】(6)

岩手県	特に実施したことはない
福井県	他県チーム員が当県の研修にファシリテーターとして参加
山梨県	説明会等の講師として他県DWAT事務局の方に来てもらい、その際に関係性を構築
香川県	災害福祉 NW ブロック(圏域)会議への参加
高知県	中央センターが主催する圏域ブロック会議(R5.1)
沖縄県	他県への派遣実績のある県へ派遣方法等の聞き取りを行った

(4) 平時との活動との連動等

① 平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会の活動との連動に向けた取組（問6）

【平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために取り組んでいること】

茨城県	DWAT の認知を高めるため、地域福祉の推進に取り組む市町村社協や、保健医療活動を担う保健師への普及啓発に取り組んでいる。
栃木県	・DWATについて、本県の地域福祉支援計画(第4期)に明記
大阪府	・平時の活動において、将来的には DWAT が各圏域ごとで活動してもらえるよう取り組んでいきたい。 ・協力施設等が地域で取り組む避難訓練へ参画することなどを通じて、地域の防災対応力の強化や地元市町村、地域との繋がりを目指している。
兵庫県	普段から地域防災を始め、地域福祉活動をチームとして活動している「ほっとかへんネット」の加入団体から兵庫DWATへの登録をお願いしている。
和歌山県	本県の地域福祉支援計画(「和歌山県地域福祉推進計画」)においては、「災害に強い地域づくり」を掲げているところであり、次回の改定に際し、何らかの形でDWATを位置付けられないかと考えている。
徳島県	各団体からの推薦でチーム員を募集しており、平時から、地域包括ケアシステム等に携わっている方が多くチーム員になっている。 各チーム員の地元でのネットワークなどを活用し連動することを検討している。
香川県	チーム員が積極的に地域包括ケア学会、日本災害医学会等に参加・発表し、自己研鑽や他機関との連携に取り組んでいる。
高知県	各市町村において地域共生社会構築に取り組んでおり、本県としても支援しています。 行政・社協・ボランティアなど分野を超えた「行政のしくみづくり」と住民同士が気にかかけあう「地域づくり」を両輪に取組を進めているところであり、「地域づくり」のきっかけとして、登下校や清掃活動に加え避難訓練などの防災の取組も含まれています。
長崎県	情報共有、周知啓発のため、災害派遣福祉チーム養成研修に市町(福祉部局)からの参加を促し研修会を実施予定

② その他意見等（問 7）

【災害時の福祉支援体制の構築に向けての意見等】

【災害救助法への位置づけ】

- ・ 派遣費用の負担を明確化するなどのため災害救助法における救助への「福祉」を追加(栃木県)
- ・ DWAT派遣費用に関して明確にするために災害救助関係法令に福祉専門職が明記されるようにしていただきたい。(山梨県)

【災害福祉支援ネットワーク中央センターに対する期待・要望】

- ・ 広域派遣における中央センターによる現地状況把握や派遣調整(福井県)
- ・ 新たに構築された「災害福祉支援ネットワーク中央センター」による実施事業への期待(大阪府)
- ・ 体制構築が進んでいる県とそうでない県の差が大きいと思われるため、災害福祉支援ネットワーク中央センターの役割に期待する。(香川県)
- ・ 各県から派遣されたDWATが円滑に連携するためには、DWAT活動内容の標準化が必要であるため、中央管理センターにおいて標準マニュアルの作成や研修を実施していただきたい(高知県)

【活動環境の整備】

- ・ 災害福祉支援に係る取組は、災害派遣福祉チームの運営や関係団体との連携(保健医療部局や災害対策担当部局を含む)、研修及び訓練の実施、他の都道府県との連携等、非常に重要であり、かつ多岐にわたる。だが、当県では人員不足により、他業務との兼務で対応せざるを得ず、十分な取組を行うことができない状況である。そこで、地方交付税措置等により災害福祉支援に専従する職員を複数配置するなど、国による財政措置を含めた支援をお願いしたい。(福島県)
- ・ 災害時を想定することも必要であるが、日常的なかかわりや支援があつてこそその災害時と考える。身近な地域で、民生委員・自治会・社会福祉法人や事業所、社協などが連携して要配慮者の支援について検討する場が必要であり、DWATの周知や市町村との連携を持ったDWAT活動の充実が必要になると考える。(富山県)
- ・ 災害福祉支援コーディネーターの継続的な配置(財源の継続的な確保)を希望します。(福井県)
- ・ DWAT を設立以来、年々新規の登録員が減少している。また、登録員のモチベーションの維持が課題となっている。(コロナ禍で集まる場の確保が難しい)・事務局体制の強化(静岡県)
- ・ 避難所で円滑に受け入れていただくため、DWATの知名度を向上させる取組を全国的に行っていただきたい(高知県)

【統一カリキュラム・人材育成】

- ・ 広域的な連携体制を強化するための意見交換や合同研修等の機会を継続的に設けていただきたい。また、中央センターの取組など、国でも一定の動きがみられるため、そちらに対する働きかけもお願いしたい。(岩手県)
- ・ DMAT のような、国による研修の実施(福井県)
- ・ 県外派遣を見据えた福祉チームの機能の標準化。機能の標準化を推進するためのコーディネーターの適切な配置とその財源の確保を、国の責任において確実に実施されたい。(長野県)
- ・ 自治体ごとに差が生じるため、統一的なマニュアルを示してほしい(兵庫県)
- ・ 派遣実績がない中、避難所の運営そのものの理解や知識が十分ではないため、事務局及びチーム員の知識向上、スキルアップが必要。現在、県が事務局となっており、人事異動で担当が変わるため、随時、都道府県職員

向けの研修会・意見交換会を実施して欲しい。(長崎県)

- ・ 当県においては、大規模災害等の事例が少なく、活動実績がないため、DWAT や災害ボランティアセンター等の運営・連携等に不安がある。国において、他県の活動実績等の報告や関係部局(庁内)と連携した研修等を開催していただきたい。(沖縄県)

【他県等との連携・情報提供】

- ・ 災害派遣福祉チームについて都道府県の事務局を担っている部署の一覧作成(静岡県)
- ・ 他県への応援受援手順の全国的な統一スキームの確立が必要(高知県)

【その他】

- ・ 全国的平準化も必要だが、各都道府県の実情があることも事実としてバランスが取れると良い(神奈川県)
- ・ 損害保険についても、自治体ごとの差が出ないように統一的な補償内容を示してほしい(兵庫県)
- ・ 新型コロナウイルスに家族が感染し、入院・入所して要支援者が取り残された場合に、児童については県が、高齢者・障がい者・乳児については県が委託した事業者が世話をした(新型コロナウイルス入院患者家族支援事業)が、高齢者の世話をする事業者には、その事業者のサービス提供を受けたことがない要支援者の世話に対して不安感が高かったので、支援者、要支援者の双方に、見知らぬ相手との円滑な関係づくりについての知見・技法の蓄積が必要と考える。(鳥取県)

第3章 考察

1. 災害福祉支援ネットワーク事務局/本部

(1) ネットワーク事務局/ネットワーク本部の体制強化

ネットワーク事務局については、令和2年度と比較して「都道府県と団体による共同体制（22団体）」、「都道府県委託の団体（14団体）」と、都道府県以外の団体が占める割合が増えている。この団体のほとんどは都道府県社会福祉協議会であり、都道府県社会福祉協議会が災害時の福祉支援体制をつくる際の種別・職能の団体をつなぐハブとなってきた状況がみえる。（問2-1⑨）。

災害が発生した場合、ネットワーク事務局はネットワーク本部へと以降することになるが、ネットワーク本部の体制や立ち上げ手順について、「本部の体制や立ち上げ手順を具体的に整理して決めている（20団体）」割合も増えており（問2-1. ⑩-1）、発災時からの速やかな活動に向けた可能性は高くなってきているものと考えられる。

一方、ネットワーク本部のバックアップ機能を確保している団体は10団体と全体の1/4以下であり、令和2年度と余り大きく変わらない（問2-1⑫）。そして平時のネットワーク事務局で専任の担当者を抱えているのは計7団体に留まり、最も多いのが兼務2名（17団体）、次いで兼務のみ3名と兼務のみ1名（各8団体）である（問2-1⑩）。

災害が発生した場合、ネットワーク事務局はネットワーク本部を速やかに立ち上げ、稼働させることが求められる。しかし、多くの団体においてネットワーク事務局の担当者は他業務との兼任であり、人数も限られている。災害が発生すれば、都道府県は他の災害対応の業務に追われる可能性が高く、都道府県社会福祉協議会の場合は災害ボランティアセンター対応の可能性もある。また、被災の可能性もある。よって、特にネットワーク事務局が兼務の担当者だけの場合は、活動時の業務の優先順位について検討しておかねばならない。さらに、当該組織内のバックアップだけを想定せず、ネットワーク構成団体からネットワーク本部へのバックアップ等の協力の可能性も考えておく。例えばチーム派遣を考えると、チーム組成や活動計画には福祉専門職の目を活かすことが求められる。チーム組成等、ネットワーク本部として活動を行う際の一部を切り出して依頼する方法も有効である。

(2) 災害派遣福祉チームの派遣 ～福祉的な観点からの派遣基準

災害派遣福祉チームを派遣する際の情報収集の方法（問2-1⑮-3）、災害派遣福祉チームを派遣する際の判断や意思決定の方法（問2-1⑮-4）については、令和2年度より検討が進んだ状況がみられるものの、その方法を具体的に決めているのは全体の1/4～1/3程度に留まる。なお、具体的に決めているという団体は、マニュアルの他、活動経験を踏まえた内規等でまとめている場合もみられる。

今後、保健医療福祉調整本部による活動の総合調整が行われる場合、災害派遣福祉チームだけで派遣の判断や要否を考えると場面は少なくなる可能性が高い。しかし、その場合には、福祉的な観点からの派遣基準を考えておく必要が生じるだろう。保健や医療のチームが活動しない場合であっても、生活に密着した支援を行う災害派遣福祉チームの活動が求められる場面があるだろう。今後はそうした判断を行うための考え方の整理も大事になってくると考えられる。

(3) 広域間による受援・応援の検討

受援では他県の災害派遣福祉チームを受け入れる・応援では自県の災害派遣福祉チームを他県の被災地に送り出すことになる。その後、県内派遣と広域派遣の災害派遣福祉チームは活動を行うが、支援活動は最終的に県内の災害派遣福祉チームに集約され、地域資源に引き継がれると考えられる。よって、受援・応援を想定している場合、都道府県、ネットワーク本部、災害派遣福祉チームのそれぞれにおいて受援側と応援側の調整・協議は重要である。以上を災害時の慌ただしい状況の中でもストレスなく進め、支援活動を行っていくには、受援の場合は他県の災害派遣福祉チームの受入等を含む連携方法と情報共有策、他県への応援を想定する場合は被災自治体への派遣手順をあらかじめ検討しておく必要がある。

現状、9割以上の都道府県で応援・受援の想定をしているが（問3、問4）、特に難しさが見られるのは他都道府県からの災害派遣福祉チームの受入すなわち受援である。受援を想定している43団体のうち40団体では連携方法等が検討中・未検討となっており、考えてはいるものの検討が進みにくい状況がみられる。応援の場合、他県に災害派遣福祉チームを派遣するが、被災地に被災地外から災害派遣福祉チームを派遣するという点では県内派遣と共通する。そのため、他県に派遣を行う応援の場合、受援側と応援側の都道府県同士で派遣についての話が整理できれば、あとは応援側が災害派遣福祉チームを組成して派遣すればよい。よって、他県に対する応援のための派遣ということにネットワーク内のコンセンサスが取れれば、県内派遣と大きく手順等は変わらない可能性が高い。

一方、受援の場合、他県から災害派遣福祉チームを受け入れることになる。その場合、応援側の都道府県との調整や協議、受援を反映した活動計画の策定、被災自治体への説明や調整等の事項が生じることになるが、それと並行して被災状況の確認、管内の災害派遣福祉チーム派遣の可能性の検討等も行わねばならず、受け入れる側の都道府県、ネットワーク本部、チーム員には大きな負荷がかかることが想定される。また、そもそも「他から支援を受け入れる」という行為自体が簡単ではない。

応援については、受援と比較して検討自体は進んでいるように見受けられる（問3、問3-1、問4、問4-1）。しかし、応援を想定し、検討済であると回答している13団体について派遣要否の判断のための情報収集策について確認してみると、具体的に決めているとしたのは6団体（問2-1.⑮-3）、派遣する際の判断や意思決定の方法を具体的に決めているとしたのは8団体（問2-1.⑮-4）である。うち双方とも具体的に決めていると回答したのは5団体に留まる。よって、派遣の意志はあるものの、実際に派遣依頼が来た際の判断については課題があり、時間を要する可能性が考えられる。

2. 保健福祉調整本部

「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」の発出により、今後は大規模災害時の被災者に対する保健医療活動は福祉を含む体制へと進んでいくものと考えられる。以前の通知である

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」では保健医療調整本部の設置が述べられたが、その際に既に災害時の福祉支援体制を含むものとして検討をはじめていた団体もあったが、今般の通知が出たことの影響からか、令和2年度の実態調査と比較して大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている、もしくは大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めていると回答したところが増えてきている。(問2-1.⑩-1、2)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援体制の関係(問2-1.⑩-1)

× 災害時における保健医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動(問2-1.⑩-2)

令和4年度(n=47) 令和2年度(n=46)

問2-1.⑩-1	問2-1.⑩-2 回答		1.連携して活動することが保健医療の担当部署とも共有されている		2.連携して活動することを想定して保健医療の担当部署と協議中・協議予定である		3.連携した活動は特に想定していない		未回答	
	令和4年度	令和2年度	令和4年度	令和2年度	令和4年度	令和2年度	令和4年度	令和2年度	令和4年度	令和2年度
1.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけられている	13 (27.7%)	9 (19.6%)	7 (14.9%)	5 (10.9%)	6 (12.8%)	4 (8.7%)	-	-	-	-
2.大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づけるべく検討・協議を進めている	8 (17.0%)	1 (2.2%)	3 (6.4%)	-	5 (10.6%)	1 (2.2%)	-	-	-	-
3.大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理している	11 (23.4%)	13 (28.3%)	2 (4.3%)	4 (8.7%)	9 (19.1%)	7 (15.2%)	-	1 (2.2%)	-	1 (2.2%)
4.検討中である	14 (29.8%)	18 (39.1%)	2 (4.3%)	-	10 (21.3%)	18 (39.1%)	2 (4.3%)	-	-	-
5.想定していない	1 (2.1%)	5 (10.9%)	-	1 (2.2%)	-	2 (4.3%)	1 (2.1%)	2 (4.3%)	-	-
計	47 (100.0%)	46 (100.0%)	14 (29.8%)	10 (21.7%)	30 (63.8%)	32 (69.6%)	3 (6.4%)	3 (6.5%)	-	1 (2.2%)

「1.大規模災害時の保健医療福祉活動として位置付けられている」と回答した団体の体制の名称や内容を見てみると、明確に「保健医療福祉調整本部」として災害派遣福祉チームを組み入れている例もあれば、従前より検討していた保健医療調整本部の連携先として追加している例もある。また、要綱や規定等で整理をしている場合もある。

都道府県では、保健・医療と災害派遣福祉チームを所管する福祉の課が同じ場合もある等、庁内の体制は都道府県それぞれであり、そうしたことが、保健医療と福祉の連携にも少なからず影響を与えることがある。必要なのは機能と体制であり、大規模災害時の保健医療福祉チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、保健医療活動の総合調整が確実に行うことができれば良いだろう。一方、既に保健医療福祉活動として整理がされているとの回答のあった体制も文献調査を行ったが、方針として整理はされていても、具体的内容がしっかりと記載されているものは限られていた。いずれにおいても基本的な方向性は決まったところで、内容の充実は今後の課題であろうと考えられる。

また「2. (保健・医療チームと) 活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である」と回答した団体からの協議を進めていく上での課題をみたところ、災害派遣福祉チームの認知度が低い、必要性の理解が進んでいない等の回答がみられた。保健・医療の関係者に周知や理解促進に都道府県災害派遣福祉チームの担当者・関係者の働きかけだけでは限界もあると考えられ、その支援の必要性も考えられる。令和4年度より国が開始した「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」(社会福祉法人全国社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託し実施)では、都道府県の災害福祉支援ネットワーク構築支援のみならず、分野間の理解促進に向けた支援も期待したい。

「1.大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている」と回答した体制の名称・内容(問2-1.⑩-1(1))

北海道	北海道保健医療福祉調整本部
青森県	青森県保健医療調整本部の中に DCAT 調整本部が位置付けられている。
岩手県	岩手県災害対策本部 保健福祉部 県の地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部内に設置される「保健福祉部」が、保健・医療・福祉関連の各種支援及び調整の役割を担っている。
宮城県	宮城県保健医療調整本部設置要綱
栃木県	保健医療調整本部
群馬県	群馬県災害時保健医療福祉活動指針 https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/1920.pdf
京都府	京都府地域防災計画 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/keikaku.html
島根県	島根県保健医療福祉調整本部(予定)
広島県	広島県保健医療福祉調整本部
徳島県	徳島県災害対策本部運営規程
香川県	香川県保健医療福祉活動本部
佐賀県	佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領
長崎県	長崎県災害対策本部福祉保健部 保健医療福祉調整班

「2.(保健・医療チームと)活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である」と回答した団体の協議を進めて行く上での課題(問⑩2-1.⑩-2(2))

<p>【保健・医療との連携方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の連携方法。他都府県から派遣される各種チームとの連携が困難。(北海道) ・ 医療・保健分野との連携について、どこが調整役を担うのか明確になっていない。被災地に設置される保健医療調整本部に福祉分野が入っていない。(静岡県) ・ 医療・保健と福祉をどのように連携させるか。(大阪府) ・ 具体的な連携方法や活動時の情報共有。(島根県) ・ 実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われ、防災部局等の協力も必要。(沖縄県) <p>【検討の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのままの進め方をどうするかという点で苦慮している。うまく連携が進んでいる県のケースを紹介してもらえるとありがたい。(千葉県) ・ 連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。(富山県) ・ 発災後すぐに連携して支援を行うためには定期的に平時から協議会を設定することが必要であるが、どの部署が主導して会議を設定するか決まっていない。また、どの圏域で定期的な会議を設けるか決まっていない。(保健所10圏域+中核市等)(長野県) <p>【周知・認知度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。(秋田県) ・ DWATがあまり認知されておらず、理解してもらうための説明に時間を要する。(茨城県) ・ 福祉職チーム派遣の必要性に係る認識が浸透していない。(和歌山県) ・ チームの知名度の向上。(愛媛県)
--

【今後検討】

- ・ 今後検討。(福島県)
- ・ 課題含め検討中。(栃木県)
- ・ 保健医療チームとの連携の必要性は認識しているが、具体的な検討段階には至っていない。(埼玉県)
- ・ 今後検討を進めていく中で課題を整理する。(神奈川県)
- ・ まだ協議予定の段階ですので、現時点では、課題がありません。(新潟県)
- ・ 現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。(石川県)
- ・ NW協議会発足後に検討(福井県)
- ・ 感染症がまん延する中、協議に応じてもらえるか。具体的に何を協議するのか。(三重県)
- ・ 協議を予定している状況であるため、現時点で記載できる課題は特にならない。(香川県)
- ・ 協議予定であるため、具体的に課題があるという状況にはない。他県の状況を把握したい。(高知県)
- ・ 連携の必要性は認識しており、保健部局との協議も始めていかなないと考えているが、まだ具体的な協議ができていないため、課題も把握できていない。(福岡県)
- ・ 訓練や活動実績がないことから、まずはチーム内の調整が必要。他チームとの協議においても、実際にチームとして活動する登録者に参加をしてもらいながら行っていきたいが、チームの中心核となる人材育成が課題。(長崎県)
- ・ 検討中。(熊本県)
- ・ 保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。(大分県)

【災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動】(⑩-2)

(n=47) (n=46)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている	14	29.8%	10
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である	30	63.8%	32
3. 連携した活動は特に想定していない	3	6.4%	3
未回答			1

【連携して活動することが共有されている場合の連携方法、情報共有策等】(⑩-2(1))

(n=14) (n=10)

	回答	%	令和2年度 (参考)
1. 具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している	1	7.1%	1
2. 概要は決まっている	7	50.0%	5
3. 今後の検討である	6	42.9%	4

3. 災害福祉コーディネーター

災害福祉コーディネーターは16団体で育成が進んでいる。特に統一した基準等は示されていないものの、実施業務としての想定は災害派遣福祉チームの組成、保健・医療の他チームやそのコーディネーターとの連携等が共通してあげられている。

【災害福祉支援コーディネーターの配置状況】(⑬-3)

(n=47)

	回答	%
1. 配置している	16	34.0%
2. 配置していない	28	59.6%
未回答	3	6.4%

今後の災害福祉コーディネーターの方向性として考えられるのは、複数のコーディネーターを配置する青森県、岩手県である。

青森県、岩手県とも、ネットワーク事務局である県社会福祉協議会より統括となるコーディネーター、そのサブとなる福祉専門職等のコーディネーターの複数を配置している。

青森県では県災害対策本部内に健康福祉部長を本部長とする保健医療調整本部が置かれ、その中にDCAT調整本部が置かれている。保健医療調整本部に対し本部災害医療コーディネーター、統括DHEATは助言を行うが、県社協の災害福祉コーディネーターは福祉的観点からそれらに対して助言や情報提供、チーム組成に向けた活動を行い、他のコーディネーターはサブとして活動を行う。

岩手県の場合、ネットワーク事務局に統括コーディネーターとなる事務局コーディネーター、そして圏域を担当するコーディネーターが配置されている（※令和5年3月末時点 現時点では一部圏域に留まる）。圏域コーディネーターは、平時には圏域内のチーム員の育成を図るとともに圏域内の自治体、保健医療福祉の専門職、住民らにも働きかけ、災害時に向けた意識を高めていくことで圏域内の体制強化を図ることになる。また、災害時においては、担当圏域からの応援・災害が発生した場合には受援の中心となるという構造となっている。

【設置時期・所属・人数・実施業務】

青森県	設置時期	令和2年3月
	所属・人数	県社協職員1名、大学准教授1名、施設職員3名
	実施業務	大規模災害時に県災害対策本部において、被災地における保健福祉ニーズ等の把握・分析、福祉支援チームの派遣、その他福祉支援に関するを行う
岩手県	設置時期	令和5年3月
	所属・人数	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局に配置するコーディネーター（以下「事務局コーディネーター」という。）事務局（県社協）1人 ●各圏域に配置するコーディネーター（以下「圏域コーディネーター」という。）チーム員（各法人・施設）

		盛岡圏域:2人、中部両磐胆江圏域:1人、宮古圏域:1人/二戸久慈圏域:1人 気仙釜石圏域:1人
	実施業務	<p>●共通(目的)</p> <p>チーム員同士並びに保健医療関係チーム等との連携体制、継続的な研修機会及び受援体制を構築し、災害福祉支援に係る対応力向上を図り、チームの円滑な活動に資すること</p> <p>●事務局コーディネーター</p> <p>① 岩手県災害福祉広域支援推進機構本部(岩手県)との連絡調整、</p> <p>② 圏域コーディネーターの統括、調整及び支援、</p> <p>③ チームの派遣リストの整備、チーム員養成研修等の企画・運営、</p> <p>④ 保健医療関係チーム等との連携及び調整、</p> <p>⑤ 社会福祉施設における事業継続計画(BCP)策定支援</p> <p>●圏域コーディネーター</p> <p>① 担当圏域のチーム内の派遣及び連携体制の強化並びに地域の受援体制の強化</p> <p>② 先遣調査チームとしての派遣活動</p> <p>③ 事務局コーディネーターとの連絡調整</p> <p>④ 派遣先でのチーム及び保健医療関係チーム等との調整</p> <p>※圏域コーディネーターについては、未定の圏域も一部あること。また、段階的、試行的にコーディネーターの取組を進めているところであり、実施業務や役割等については、引き続き検討していくこと。</p>
群馬県	設置時期	令和3年4月
	所属・人数	災害福祉支援専門幹として専門性を有する人材1名を県社協に配置
	実施業務	平時からの保健・医療・福祉・防災との連携の体制づくりにかかる業務を所管
神奈川県	設置時期	令和4年4月
	所属・人数	(福)神奈川県社会福祉協議会、1人
	実施業務	<p>【平時】災害医療コーディネーターや保健医療活動チームとの情報共有及び連携方策の検討</p> <p>【災害時】避難所等における福祉ニーズ等の情報収集、神奈川IDWATの迅速な派遣調整等のコーディネート及び保健医療関係者との連携</p>
福井県	設置時期	令和3年度より配置
	所属・人数	福井県社会福祉協議会に所属 1名
	実施業務	<p>【平時】</p> <p>(ア) 災害時の災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート・派遣調整フローの検討</p> <p>・派遣リストの整備</p> <p>(イ) 災害医療コーディネーター等との連携</p> <p>・福井県災害医療コーディネーターとの連携</p> <p>(ウ) 保健医療活動チームとの研修の実施</p> <p>・研修の実施(DMAT および DHEAT からの講師派遣、DPAT 研修への講師派遣)</p> <p>【災害時】</p> <p>・避難所等における福祉ニーズ等の情報収集</p> <p>・災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート</p> <p>・災害医療コーディネーター等の保健医療関係者との連携</p>
長野県	設置時期	—
	所属・人数	県社協に1名配置
	実施業務	<p>【平時】</p> <p>福祉チーム員の養成、避難所等運営連携体制整備、防災行政と福祉の連携体制の構築等</p> <p>【災害時】</p> <p>被災市町村の情報収集。場合によっては先遣隊を派遣し現地視察を実施、県の派遣要請に基づき、福祉チーム員の派遣人員の調整、派遣先市町村との福祉チームの活動先の調整、DMAT 等の避難所支援団体との要配慮者情報の共有、支援の調整等</p>
三重県	設置時期	—

	所属・人数	—
	実施業務	【平時】 DWAT 登録員の情報等管理、災害福祉支援のための研修、訓練の調整及び実施 【災害時】 DWAT 登録員の派遣や県外からの支援の受入れ調整など
島根県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 1名
	実施業務	【平時】保健・医療関係者との連携推進、ネットワーク会議の開催、研修の企画・運営、関係機関との連絡調整 【災害時】多職種との連携による効果的な支援活動、関係機関等の連絡調整、DWAT チーム派遣調整、被災地での活動調整
岡山県	設置時期	令和3年12月【所属】
	所属・人数	事務局(岡山県社会福祉協議会) 2名
	実施業務	(平時)チーム員の登録管理及び連絡調整システムの整備。チーム員のスキル向上のための研修会の開催。平時における団体・チーム員の取組支援。DWAT 推進会議の開催。行政機関が実施する防災訓練、避難所運営訓練等への参画調整。 (災害時)被災規模や災害時要配慮者のニーズ、活動場所に係る情報収集・共有。先遣隊やクール毎のチーム編成及び派遣調整。チーム員の活動が円滑におこなわれるための情報収集・各種調整。
香川県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	外部人材(必要時に活動)1名
	実施業務	【平時】保健医療活動チームとの合同研修、訓練の企画等・社会福祉施設等におけるBCP策定支援 【災害発生時】避難所等における福祉ニーズ等の情報収集・災害派遣福祉チームの派遣調整のコーディネート
愛媛県	設置時期	令和3年度
	所属・人数	愛媛県社会福祉協議会 1名
	実施業務	実施業務:災害時の支援・受援体制の強化、圏域単位での体制構築、関係機関との連携強化
高知県	設置時期	令和2年9月・
	所属・人数	高知県社会福祉協議会 1名・
	実施業務	災害時における災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整のコーディネート等
福岡県	設置時期	令和2年
	所属・人数	福岡県社会福祉協議会 2名
	実施業務	【平時】福岡DWATの派遣リストの整備、福岡DWAT チーム員研修及び社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定支援研修の企画・運営、各地区の社会福祉法人連絡会等との連携強化、保健医療チーム等との連携体制の強化 【災害発生時】福岡DWATの迅速な派遣調整、保健医療コーディネーター等の多職種との連携
佐賀県	設置時期	令和4年4月
	所属・人数	佐賀県社会福祉協議会 1名
	実施業務	平時においては、ネットワーク会議や研修の企画・実施・運営等、災害時には、派遣調整や避難所の福祉ニーズの情報収集等
大分県	設置時期	—
	所属・人数	大分県社会福祉協議会へ1名配置
	実施業務	DWAT、災害福祉支援NW会議等の企画調整
沖縄県	設置時期	
	所属・人数	県社会福祉協議会担当職員 1名
	実施業務	平時:社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定支援 等 災害時:災害派遣福祉チームの派遣調整等のコーディネート 等

(参考) 保健医療調整本部内への災害派遣福祉チーム調整本部の設置等 (青森県)

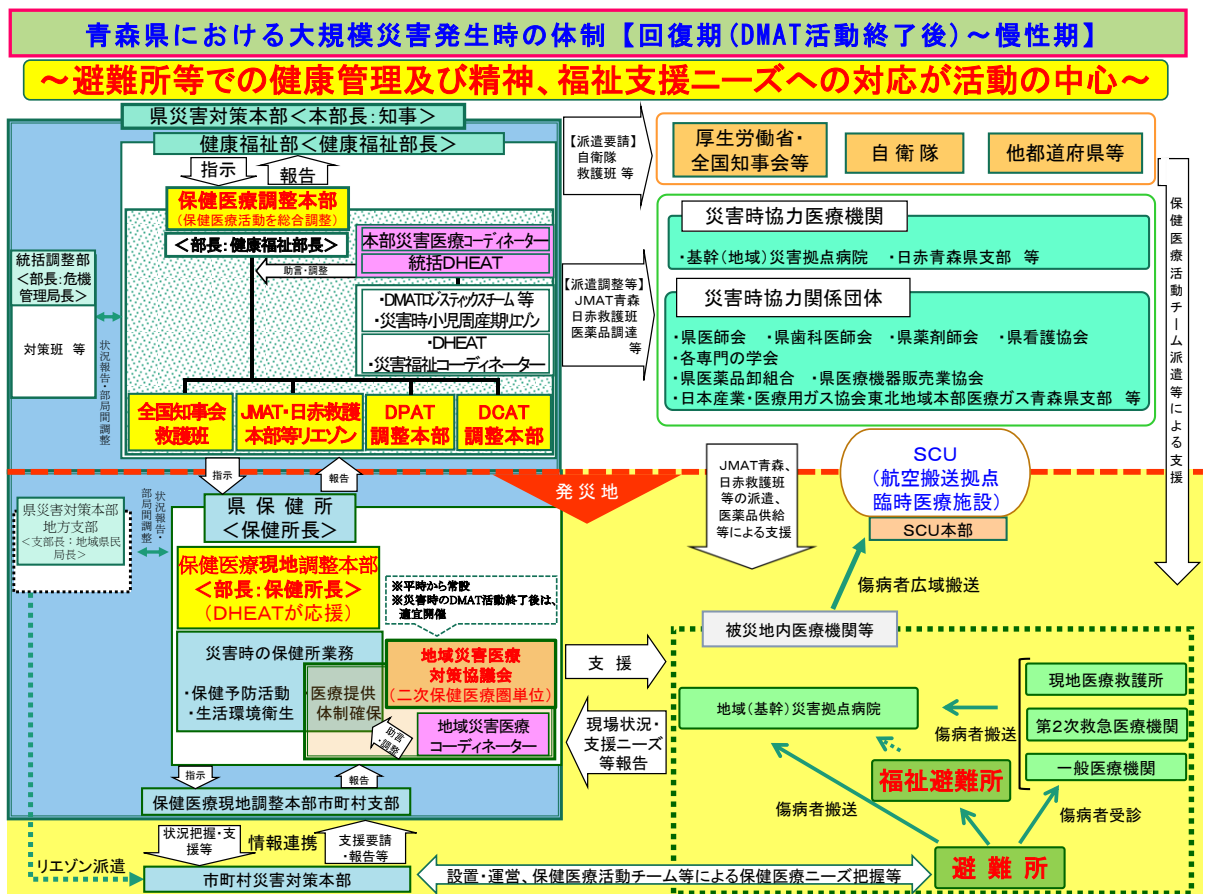
都道府県の公的なチームである災害派遣福祉チームは、災害時には保健・医療のチームと連携しながら活動することになる。災害時の連携には平時からの連携が重要であり、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の構築と災害時の福祉支援体制の関係の整理を行っている団体も多い。

当初、青森県では大規模災害時の保健医療活動に係る体制構築に福祉を含んでいなかったが、図上訓練時の意見から追加された。ネットワーク事務局は、青森県と青森県社会福祉協議会である。

■ 青森県の大規模災害時の体制

災害が発生した場合、大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うため、青森県では必要に応じて県災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部の指揮は健康福祉部長である。組織図としては保健医療調整本部配下にDCAT調整本部、DMAT調整本部、DPAT²調整本部等が並ぶ。保健医療調整本部が対応方針(案)を作成する際、医療ニーズについては本部の災害医療コーディネーター、福祉を含む保健ニーズについては統括DHEAT(被災地以外の保健所長)が助言を行うが、統括DHEATには災害福祉コーディネーターが福祉の観点から助言を行う。

青森県における大規模災害時の体制



資料)青森県地域防災計画

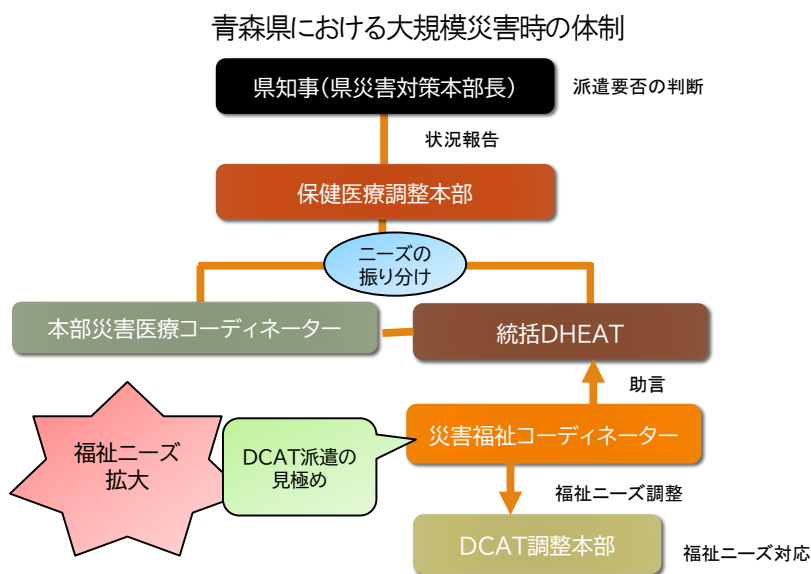
² DPAT:Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チームの略

以上の体制については、青森県地域防災計画の「災害応急対策計画」内「医療、助産及び保健」の「医療、助産及び保健の実施」の実施内容の中で、災害福祉支援コーディネーターは統括DHEATをサポートする者、災害派遣福祉チームはDMAT、DPAT、DHEATと同様に整備を図る対象として記載されている。

■災害福祉コーディネーター

大規模災害時の体制検討の当初より、統括DHEATには福祉も含む保健ニーズに係る助言、調整が求められていた。

平成30年7月豪雨災害において、青森県は岡山県倉敷市に災害派遣福祉チームを派遣した。その後、平成30年11月実施の保健医療調整本部の図上訓練の振り返りにおいて、保健・医療だけではなく福祉分野も強化すべきであるとの意見が出された。その場合には災害派遣福祉チームとの連動が必要となるが、平成30年7月豪雨災害の派遣活動の実績からも検討が進み、DCAT調整本部の保健医療調整本部への設置、災害派遣福祉チームの育成、統括DHEATを補佐し、福祉分野の調整を行う災害福祉コーディネーターが位置付けられた。災害福祉コーディネーターには、災害福祉及び県内の福祉の現状を熟知した者の中から、県社会福祉協議会が推薦を受けて位置付けられた。



資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

■青森県災害福祉コーディネーターの趣旨等

趣旨	地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故が発生した場合において、被災地における保健福祉ニーズに係る助言及び支援を行う統括DHEATをサポートする。
役割	知事の指揮下において、災害等の状況に応じて適切な福祉体制が構築されるよう、以下の事項に関して調整及び助言を行う。 (1)被災地における保健福祉ニーズ等の把握・分析に関すること (2)福祉支援チームの派遣に関すること (3)その他福祉支援に関すること
活動場所	県災害対策本部 知事が必要と認める場合は、別に知事が指示する場所

資料)青森県災害福祉コーディネーター設置要綱

■青森県災害福祉コーディネーター構成

平成 30 年 7 月豪雨災害派遣時 リーダー	2 名	
平成 30 年 7 月豪雨災害派遣時 サブリーダー	1 名	
県健康福祉部図上訓練参加者	1 名	
社会福祉法人青森県社会福祉協議会	1 名	計 5 名

資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

災害福祉コーディネーターは統括DHEATへの助言の他、福祉分野のコーディネートを行う。その際、把握した福祉ニーズに基づき、DCAT調整本部に対して対応の依頼を行い、DCAT調整本部は災害派遣福祉チームの派遣調整等を行う。

令和元年度には災害対策本部健康福祉部図上訓練が行われ、想定される手順に則り訓練が行われている。図上訓練には、災害福祉コーディネーター、DCAT調整本部2名が参加している。

■令和元年度青森県災害対策本部健康福祉部図上訓練

1	コントローラーにより、各被災地から寄せられるニーズについて災害対策本部にて振り分ける。
↓	保健医療調整本部において、医療ニーズは、本部災害医療コーディネーター、保健ニーズ(福祉ニーズを含む)は、統括DHEATの助言を受け、対応方針(案)を作成する。
2	災害福祉コーディネーターは、統括DHEATのサポートとして、福祉分野におけるニーズのコーディネートを行う。
↓	
3	福祉ニーズ→クロノロで記録
↓	対処等については、Todoとして記録
4	振り分けられた福祉的ニーズについて、災害福祉コーディネーターからDCAT調整本部へ対応依頼
↓	
5	DCAT調整本部にて、ニーズに応じて、要支援者の受入れ先や車両の手配、連携先との連絡調整等を行う。

資料)社会福祉法人青森県社会福祉協議会

今回の詳細調査は、全都道府県が災害時の福祉支援体制の構築に取り組み「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日社援発0722第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の発出以降初となる調査であり、全都道府県の体制と実態が把握できた。また、先駆けて災害福祉支援ネットワークの構築と推進が進む岩手県、京都府、熊本県と「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」で中央センター設置を受託している全国社会福祉協議会等が参加した意見交換会においても、新型コロナ禍においても災害時の保健・医療・福祉についての検討や人材育成が進んでいる状況が確認された。また、本調査研究は「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」の検討会とも連携を進め、全都道府県の圏域会議への協力も行った。

東日本大震災を契機に議論が高まった災害時の福祉支援体制については、「既に構築している」、「現在構築中である」と構築に取り組んでいると回答した団体は初めて全都道府県となり（令和2年度調査は46団体）、災害派遣福祉チームの育成を開始しているところも44団体となった。災害への関心も総じて高く、現在の全国のチーム員の登録者数も7,901人である（個人が特定できる登録者の計・令和2年度調査では5,914人）。当初、高齢者・障害・子ども等、平時における支援対象が違う福祉専門職が連携して活動することについての難しさへの指摘も多く見られたが、被災地派遣に際しては地域支援の観点から対象とする世代・分野を横断したチームが必要であることへの理解、地域共生社会の深耕とあわせて、災害派遣福祉チームも種別・職能が異なる者たちによる構成、災害福祉支援ネットワークも高齢者・障害者・子どもと対象とする団体が参加するようになり、災害福祉支援ネットワークが災害時にも地域共生社会を維持する仕組みとして構築されてきていることがわかった。

一方で、災害時に保健医療福祉が連携して活動するために必要となる保健医療福祉調整本部の機能の確保については、通知が出たことによって検討は進んでいるものの、その設置は1/4に留まり、設置されている場合も発災時の対応の詳細はまだ定まっていない。都道府県によって保健・医療と福祉の課が同じ部局の場合も異なる部局の場合もあり、庁内の体制は都道府県それぞれである。しかし、そのことが防災と保健医療福祉、さらに保健・医療・福祉という分野を超えた検討の難しさに加えて障害になっている可能性がヒアリングでは確認されている。通知では保健医療福祉調整本部は、機能と体制の確保がなされることを優先し、調整本部の形態は都道府県によって異なることも可能となっているが、その都道府県の実情に合わせた自由度ある運用が実施しない体制を生み出しては意味がない。令和4年度より保健・医療の関係者に周知や理解促進に都道府県災害派遣福祉チームの担当者・関係者の働きかけだけでは限界もあると考えられ、そのための支援も重要である。令和4年度より国が開始した「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」（社会福祉法人全国社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託し実施）では、都道府県の災害福祉支援ネットワーク構築支援のみならず、理解促進に向けた支援も期待したい。

資料

- ・災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願（依頼状）
- ・災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）

令和5年2月13日

令和4年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い

株式会社 富士通総研

前略 平素より大変お世話になっております。

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）」により「災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、平成23年度に弊社が実施いたしました「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機とし、災害の多い日本において、災害による二次被害を防ぎ、災害時にも地域包括ケアシステム/地域共生社会を維持させようとする自治体の方々への一助となるべく調査研究を進めております。

平成30年5月に厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、今年より厚生労働省では「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託し、各都道府県の災害福祉支援体制の強化やと都道府県間の連携体制の構築を図っています。そして、新型コロナ禍においても令和2年7月豪雨では熊本県、令和3年熱海市伊豆山土石流災害では静岡県において災害派遣福祉チームの県内派遣による活動が行われたところです。

このように全国で災害派遣福祉チーム員の登録・育成、組成が進む一方、継続して課題となっているのは、発災時の都道府県と事務局（発災後は本部）の運営です。このことは、災害派遣福祉チームの実効性を担保するために不可欠であり、取り組まれている各都道府県においても共通課題と考えます。

本調査研究では、ネットワーク事務局（発災時は本部）の運営、災害時の保健・医療・福祉の連携による支援体制の検討を進めておりますが、そのためには都道府県御担当課及びネットワーク事務局の実態について是非とも教えて頂きたいと思っております。また、以上の内容の取りまとめをさせて頂くことで相互の情報共有にも活用頂ければと思っております。

年度末、また新型コロナウイルス感染症対応等でご多忙の中を恐縮ですが、是非とも本調査へのご協力を賜りたく宜しくお願いいたします。

下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス（fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com）に**令和5年3月7日（火）まで**に返信いただけますようお願いいたします。

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

御質問がある場合は fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com までご連絡をお願いします。

※現在テレワーク中のため、申し訳ありませんが御電話でのご要望については折り返しとさせていただきますので、その旨メールに記載してお知らせください。

【アンケート入力時のお願い】

※エクセルにて調査票を作成しております。質問は令和2年度に実施させていただいた調査と重なる所もありますので、ご回答に際しては当時の貴都道府県の回答内容のご確認、もしくは以下にあります調査報告書のデータ編をご確認頂いて追記修正頂く等して、なるべくお手間を省いて頂ければと思っております。

「令和4年度 災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

※こちらの下の方に報告書(データ版)がありますので、そちらでご自身の都道府県を御確認ください。

- ① 記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。もし事務局を外部に委託されている場合は、必要に応じてご確認をお願いします。
- ② エクセルの調査票は、選択肢についてはプルダウン、文章については当該の枠にご記入をお願いします。
- ③ 回答箇所はブルーの網掛がされております。但し、選択頂いた回答次第で、回答不要な箇所はグレーに網掛がされます。回答箇所以外の場所には文字入力できないよう設定しておりますが、書式変更も行わないようお願いいたします。
- ④ もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URLを教えて頂けると助かります。
- ⑤ 調査票を保存する際は、必ずエクセルの保存形式でお願いします。
- ⑥ ファイル名については、次のようお願いします。

00□□県 (調査票)

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

- ⑦ 返送メールの件名は、次のようお願いします。

00□□県 (災害福祉広域支援ネットワーク 調査回答)

↑ ↑
都道府県コード 都道府県名

【ご参考 災害時の福祉について】

令和4年度 災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究事業
(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

令和元年度「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」

(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

令和元年度「地域包括支援センターやケアマネジャーの災害時支援のあり方に関する調査研究事業」

(老人保健健康増進等事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaijshien.html>

平成29年度「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」

(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>

都道府県コード表

01 北海道	25 滋賀県
02 青森県	26 京都府
03 岩手県	27 大阪府
04 宮城県	28 兵庫県
05 秋田県	29 奈良県
06 山形県	30 和歌山県
07 福島県	31 鳥取県
08 茨城県	32 島根県
09 栃木県	33 岡山県
10 群馬県	34 広島県
11 埼玉県	35 山口県
12 千葉県	36 徳島県
13 東京都	37 香川県
14 神奈川県	38 愛媛県
15 新潟県	39 高知県
16 富山県	40 福岡県
17 石川県	41 佐賀県
18 福井県	42 長崎県
19 山梨県	43 熊本県
20 長野県	44 大分県
21 岐阜県	45 宮崎県
22 静岡県	46 鹿児島県
23 愛知県	47 沖縄県
24 三重県	

※JIS規格による。

災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

令和4年度 災害時の福祉支援体制の構築についての調査

- ※ 回答は、時期の指定がない限り、2023年1月末時点の内容でお答えください。
- ※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力をお願い」「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いします。
- ※ 入力は、水色□部分のみ可能となっています。選択式の設問は「▼」をクリックし、表示されたリストから選択してください。
- ※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に資料添付もしくはURLを教えてくださいと幸いです。

回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	
e-mail	

I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1 全ての都道府県にうかがいます。
貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

- ※なお、
「1.既に構築している」は、「庁内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」、
「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、庁内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」、
「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」…とします。

(1つ選択)	問1
1 既に構築している ----- →問2-1へ進む	
2 現在構築中である ----- →問2-1へ進む	
3 今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない ----- →問2-2へ進む	
4 未定 ----- →問2-2へ進む	
5 予定はない ----- →問2-3へ進む	
6 その他 ----- →問3へ進む	

問2-1 問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。
既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記述し、今後検討する場合は、「未定」と記述してください。

① その体制はどのような内容でしょうか。

(1つ選択)	問2-1①
1. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている ----- →(1)へ記述	
2. 都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途「都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している ----- →(2)へ記述	
3. その他 ----- →(3)へ記述	

(1) 設問①で、「1」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	協議会等名称	
0字	その内容	

※要綱等提供頂ける資料があれば添付下さい

(2) 設問①で、「2」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	協定等名称	
0字	協定の締結者	
0字	内容	

※協定等提供頂ける資料があれば添付下さい

(3) 設問①で、「3」と回答した方は、その内容を記述をお願いします。

0字	名称	
0字	内容	

② 災害時の福祉支援体制の稼働開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、または予定時期を教えてください。

	問2-1 ②
1. 開始した(年度記述)	
2. 開始予定である(年度記述)	
3. 時期未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始時期、予定時期を教えてください。(記入例:2015年4月)	
⇒	

③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先の団体を教えてください。(団体名を記述)

※分類が不明な場合は「4.その他」にまとめて記述して頂いても結構です。

※団体リスト等がある場合は、添付頂いても結構です。

1. 社会福祉協議会等	
0字	社会福祉協議会 経営者協議会等
2. 種別協(事業者団体)	
0字	高齢者福祉
0字	障害児・者
0字	児童・母子
0字	その他
3. 職能団体	
0字	専門職の団体
4. その他	
0字	他職種の団体

④ 現在、体制に未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。(記述)

0字	
----	--

⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者、理由を教えてください。

※なお、「災害時の福祉支援体制の整備について」(厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号)では、対象先については一般避難所

(注: 指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所)に福祉支援を行うチームの派遣を想定し、災害時要配慮者について

⑤-1 支援の主な対象先(該当するものを全て「○」を選択してください)

	問2-1⑤-1
1. 一般避難所	
2. 福祉避難所(福祉施設で開設)	
3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	
4. 公民館等自主避難所	
5. 車中泊	
6. 要配慮者の居宅(在宅避難)	
7. 福祉施設等事業所	
8. その他(記述)	
0字	⇒
6. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象先としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑤-2 支援の主な対象者(該当するもの全て「○」を選択してください) 問2-1⑤-2

1. 高齢者	
2. 障害者・児	
3. 乳幼児	
4. その他(記述)	
0字	
5. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象者としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類について教えてください。
(該当するもの全て「○」を選択してください) 問2-1⑥

1. 暴風	
2. 豪雨	
3. 豪雪	
4. 洪水	
5. 高潮	
6. 地震	
7. 津波	
8. 噴火	
9. 原子力災害	
10. その他	
0字	

⑦ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。(記述)

担当部署名	
※複数部署が関わっている場合、主担当の部署名	

⑧ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例:庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。(記述)
0字

⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局を担うのはどちらですか。
(1つ選択) 問2-1⑨

1. 都道府県が担う	
2. 都道府県と団体が共に担う	→ (1)へ記述
3. 団体が担う	→ (1)へ記述
4. その他	→ (2)へ進む
5. 未定	

(1) 設問⑨で、「2.都道府県と団体が共に担う」、「3.団体が担う」と回答した方はその団体名を記述をお願いします。(記述)
0字

(2) 設問⑨で、「4.その他」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)
0字

⑩ 事務局を担当している人の数を教えてください。(数字記入) 問2-1⑩

専任		名
兼務		名

⑪ 事務局はどのような費用で運営されていますか？（複数選択可能）

(該当するものを全て「○」を選択してください)

		問2-1⑪
1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業(都道府県から申請)	<input type="checkbox"/>	
2. 都道府県による独自予算	<input type="checkbox"/>	
3. 民間団体による助成等	<input type="checkbox"/>	
4. その他(記述)	<input type="checkbox"/>	
0字	→	

⑫ 災害発生時には「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能を確認していますか。

(1つ選択)

		問2-1⑫
1. 確保している	<input type="checkbox"/>	→(1)へ記述
2. 確保していない	<input type="checkbox"/>	

(1) 設問⑫で、「1.確保している」と回答した方はバックアップの方法を記述をお願いします。(記述)

0字

→

⑬ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する災害派遣福祉チームの人員確保や育成をされていますか。

(1つ選択)

		問2-1⑬
1. 開始している	<input type="checkbox"/>	→設問⑬-1へ進む
2. 開始予定【以下、開始予定年月を教えてください(記入例 2011年4月)】	<input type="checkbox"/>	→設問⑬へ
開始予定年月⇒		
3. 開始していない	<input type="checkbox"/>	→設問⑬へ

⑬-1 人員確保の方法と登録条件について教えてください。

以下の設問(1)～(3)では、「1.はい」「2.いいえ」を選択し、「1.はい」の場合はその詳細を記述をお願いします。

(1) 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している
(※個人を特定していない)

		問2-1⑬-1(1)
協定の締結先 例: 団体、施設等		
確保した人員数		名
0字	→	
登録条件 (職種・経歴年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(2) 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している(※個人を特定している)

		問2-1⑬-1(2)
協定の締結先 例: 団体、施設、登録者個人等		
確保した人員数		名
0字	→	
登録条件 (職種・経歴年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(3) 個人による応募も受け付けている

		問2-1⑬-1(3)
確保した人員数		名
0字	→	
登録条件 (職種・経歴年数等)		

選択肢
1. はい
2. いいえ

(4) その他の人員確保の方法があれば、教えてください。(記述)

0字

→

⑬-2 役割や能力を考慮した災害派遣福祉チームの人材の層や人材像、その育成策について、以下より1つ選択してください。
(人材の層の例：統括リーダー、コーディネーター、チームリーダー、チーム員、ロジスティクス等)

(1つ選択)	問2-1⑬-2
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している -----→(1)へ進む	
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である -----→(1)へ進む	
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない -----→(1)へ進む	
4. 特に人材の層や人材像は設定していない -----→⑬-3へ進む	

(1) その際の人材の層の例を教えてください。(記述)

0字

⑬-3 貴県では災害福祉支援コーディネーターの配置をされていますか。

(1つ選択)	問2-1⑬-2
1. 配置している -----→(1)へ進む	

選択肢
1. はい
2. いいえ

(1) 設置時期・所属・人数・実施業務について教えてください。(記述)

0字

⑬-4 令和4年度の研修や訓練の実施状況(今年度の予定含む)について教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)	問2-1⑬-3
1. 今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である) -----→(1)へ進む	
2. 今年度は実施していない -----→⑬-4へ進む	

(1) 令和元年度の社会福祉推進事業の調査研究※において、災害派遣福祉チームのチーム員の基礎研修として「標準研修(調査研究の報告書中では「導入研修プログラム」という名称になっています)」が作成・公表されており、令和元年度下期には全国社会福祉協議会ではその「標準研修(導入研修プログラム)」を使用して都道府県・事務局に向けた研修も行われていますが、貴団体では新規チーム員の登録時等に「導入研修(プログラム)」それらを用いた研修はされていますか。
※参考「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」(練富士通総研 令和元年度社会福祉推進事業)
<https://www.fujitsu.com/jp/group/tri/report/elderly-health/2019saigai/fukushi.html>

(「1」「2」どちらか選択)	問2-1⑬-3(1)
----------------	------------

選択肢
1. 実施している
2. 実施していない

(2) 今年実施した(または実施予定の)研修・訓練について教えてください(3件まで)

研修1	※可能であれば次第を提供ください
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
4) 内容	
研修2	※可能であれば次第を提供ください
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
4) 内容	
研修3	※可能であれば次第を提供ください
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
4) 内容	

⑬-5 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑬-4
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	
2. 促しているが、各チーム員に任せている	
3. 特に促してはいない	

⑬-6 平時におけるチーム員の活動について教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

	問2-1⑬-6
1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している	
2. 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている	
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている	
4. その他(以下記述)	
0字	

選択肢
1. はい
2. いいえ

⑬-6 平時におけるチーム員との関わりについて教えてください。

(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

	問2-1⑬-6
1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている	
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している	
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS等)	
4. その他(以下記述)	
0字	

選択肢
1. はい
2. いいえ

⑭ 活動に際し、資機材等は確保していますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-1⑭

選択肢
1. 確保している
2. 確保していない

(1) 設問⑭で、「1.確保している」と回答した方は、次のうち該当するものを全て選択してください。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

	問2-⑭-1
1. ビブス	
2. モバイルパソコン・タブレット	
3. プリンタ	
4. 携帯電話	
5. 衛星電話	
6. トランシーバ	
7. デジタルカメラ	
8. 車両	
9. 自家発電機	
10. 感染症物品	
11. その他(以下記述)	
0字	

⑮ 貴都道府県内に災害が発生した際の、都道府県・事務局(発災時には本部)・災害派遣福祉チームの具体的な動きについての検討状況を教えてください。

⑮-1 災害が発生した場合の本部の体制や立ち上げ手順について教えてください。

(1つ選択)

	問2-1⑮-1
1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている	→(1)へ記述
2. 概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない	→(2)へ記述
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-1で、「1.具体的に整理して決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)

(例:本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

(2) 設問⑮-1で、「2.手順については決まっていない」「3.検討中である」と回答した方にうかがいます。それらを決めていくうえで、どのようなことが課題になっていますか。(記述)

0字

⑮-2 災害が発生した場合の災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-2
1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している ----- → (1)へ記述	
2. 概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-2で、「1…具体的に決めて合意している」と回答した方にうかがいます。それは例えばどのような内容でしょうか。(記述)
(例:本部応援のための人員派遣等)

0字

⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-3
1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-3で、「1…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例:本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-4
1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-4で、「1…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例:本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑮-5 災害が発生した場合のチームの組成方法について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑮-5
1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている ----- → (1)へ記述	
2. 概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない	
3. 検討中である	

(1) 設問⑮-5で、「1…具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例:本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑯ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

⑯-1 貴都道府県における「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制※」における災害時の福祉支援の活動について教えてください。

※ご参考「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 令和4年7月22日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>

(1つ選択)	問2-1⑯-1
1. 既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている ----- → (1)へ記述	
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている	
3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している	
4. 検討中である	
5. 想定していない	

(1) 設問⑯-1で、「1…体制の中に位置づけられている」と回答した方にうかがいます。その体制の名称・内容等を教えてください。また、申しければ資料、URLを提供ください。(記述)

0字

⑩-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(1つ選択)	問2-1⑩-2
1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている ----- → (1)に進む	
2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である ----- → (2)に進む	
3. 連携した活動は特に想定していない ----- → (3)に進む	

(1) その場合の連携方法、活動時の情報共有策や活動方法は決まっていますか。 (1つ選択)	問2-1⑩-2(1)
1. 具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している	
2. 概要は決まっている	
3. 今後の検討である	

(2) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(3) 「連携した活動は特に想定していない」理由を教えてください。(記述)

0字

⑩-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(「1.実施している」「2.実施予定である」「3.現時点で実施予定はない」を選択してください)	問2-1⑩-6
1. 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う	
2. 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う	
3. 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する	
4. 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する	
5. 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う	
6. その他(以下記述)	

0字

選択肢
1. 実施している
2. 実施予定である
3. 現時点で実施予定はない

⑩-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組みがあれば教えてください。

	問2-1⑩-3
(「1」「2」どちらか選択)	
(1) 設問⑩-3で、「1.ある」と回答した方は、詳細を教えてください。(例:互いの研修への講師派遣、訓練の共同実施、意見交換の実施等)(記述)	
0字	

選択肢
1. ある
2. 無い

⑪ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけられていますか。

(1つ選択)	問2-1⑪
1. 位置付けられている	
2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定	
3. 未定	
4. その他(以下記述)	

0字

⑫ 貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況を教えてください。(記述)

例) 市区町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市区町村の検討支援、訓練支援等

0字

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

⑬ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取り組み状況を教えてください。(記述)

例) 住民向けパンフレットやセミナー開催等

0字

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

→問3へ進む。

問2-2 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定時期を教えてください。

(1つ選択)	問2-2①
1. 開始時期は決定している(年度記述)	
2. おおよその開始時期は想定している(年度記述)	
3. 未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始予定時期を教えてください。(記入例:2021)	
⇒	年度または年頃

② その時期とした理由を教えてください。(記述)

0字

③ 災害時の福祉支援体制の事務局についてはどのように想定されていますか。

(1つ選択)	問2-2③
1. 都道府県が担当	
2. 都道府県と団体が共に担当 ----- → (1)へ記述	
3. 団体が担当 ----- → (1)へ記述	
4. その他が担当 ----- → (2)へ記述	
5. 未定	

(1) 設問③で、「2」、「3」と回答した方は想定する団体名を記述お願いします。(記述)

0字

(2) 設問③で、「4」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)

0字

④ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

④-1 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制※」における災害時の福祉支援の活動について教えてください。

※ご参考「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 令和4年7月22日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>

(1つ選択)	問2-2④-1
1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づける予定である	
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理する予定である	
3. 検討中である	
4. 想定していない	

④-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動として想定していることを教えてください。

(「1」「2」どちらか選択)	問2-2④-2
1. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である ----- →(1)に進む	
2. 連携しての活動は特に想定していない ----- →(2)に進む	
3. 未定・わからない ----- →(2)に進む	

(1) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(2) その理由や状況を教えてください。(記述)

0字

⑤ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置付ける予定ですか。

(1つ選択)	問2-2⑤
1. 位置付ける予定である	
2. 位置付ける予定はない	
3. 未定	

⑥ 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

問2-2⑥
1

選択肢
1. ある
2. ない

(「1」「2」どちらか選択)

(1) 設問⑥で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称		←記述して下さい
担当部門(事務局等)		←記述して下さい

[二問3へ進む](#)

問2-3 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。(記述)

0字

② 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

問2-3②
1

選択肢
1. ある
2. ない

(「1」「2」どちらか選択)

(1) 設問②で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

[二問3へ進む](#)

II. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では同一県内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震では、熊本県の災害派遣福祉チームと連携して岩手県・京都府の災害派遣福祉チームが、平成30年7月豪雨災害では、岡山県において岡山県災害派遣福祉チームと連携して青森県・岩手県・群馬県・静岡県・京都府の災害派遣福祉チームが避難所で支援活動を行い、あらかじめ災害時にも福祉支援が提供されることの重要性が確認されたところです。先般のガイドライン発出を受け、現在、都道府県内に災害時の福祉支援体制の構築が進んでいますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも重要であると考えられます。

問3 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（受援）を想定されていますか。

〔「1」「2」どちらか選択〕		問3
1	想定している-----→①、②へ進む	
2	想定していない-----→③へ進む	

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。

〔1つ選択〕		問3(1)
1.	検討済である	
2.	検討中である	
3.	未検討である	

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。受け入れる際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問4 全ての都道府県にうかがいます。他県で災害が発生した場合、貴都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定されていますか。

〔「1」「2」どちらか選択〕		問4
1	想定している-----→①、②へ進む	
2	想定していない-----→③へ進む	

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等について検討されていますか。

〔1つ選択〕		問4(1)
1.	検討済である	
2.	検討中である	
3.	未検討である	

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。派遣する際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問5 全ての都道府県にうかがいます。広域派遣の可能性を想定し、次を実施されたことはありますか。

〔該当するもの全て「○」を選択してください〕		問5
1	他県の研修や訓練等の視察	
2	他県との研修や訓練等の共同実施	
3	他県との情報交換会・意見交換会の実施	
4	他県との連携に向けた会議の開催	
5	応援・受援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討	
6	その他(記述)	

⇒

災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業

(令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

発行月 令和5(2023)年3月

発行者 株式会社 富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25 富士通ソリューションスクエア C棟 7階

tel. 03 (6424) 6752

fax. 03 (3730) 6800

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載